

予算特別委員会会議録(3)(令和7年4定)			
日 時	令和7年12月12日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時35分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	中村(吉宏)委員長、横尾副委員長、高野・橋本・佐藤・下兼・面野・小池・中村(岩雄)各委員		
説明員	総務・総合政策・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、橋本委員、下兼委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。新井田委員が橋本委員に、松井委員が高野委員に、平戸委員が小池委員に、白濱委員が中村岩雄委員に、中鉢委員が佐藤委員に、高橋委員が面野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

みらい。

○小池委員

◎熊対策について

一般質問で質問させていただきました熊対策について、もう少しお聞きしたいことがありますので質問いたします。一般質問の答弁では、熊出没の対応、対策については、これまでしっかり行われていることを理解いたしました。改めて児童・生徒、そして市民を守っていただいていることに関係者の皆様には感謝申し上げます。

それを踏まえて、私としてはやはり学校の対応として、休校や送迎の対応で長い方で1週間以上も仕事を休まないといけなくなり、仕事の調整だけではなく、収入減にもなり、大変苦慮されたという保護者の声もありましたので質問させていただきます。

いま一度確認させていただきたいのは、どのような状況なら休校で、どのような状況なら送迎の対応になるのか、判断基準についてです。

一般質問の答弁では、休校の判断は学校教育法施行規則及び小樽市立学校管理規則に基づき校長が決定されていること、また、校区内におけるヒグマの目撃情報や痕跡など通学路にヒグマが出没する可能性があり、登下校時に児童・生徒の安全確保が保障できないと判断した場合には、保護者へ送迎を依頼しているとのことですが、それは段階的な判断になっているのでしょうか。例えば、送迎の依頼には任意送迎、一部送迎、完全送迎などが考えられますが、それも含めて、どのような判断基準になっているのか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

判断基準につきましては、校区内におけるヒグマの目撃情報、また痕跡など、通学路にヒグマが出没する可能性があつて、登下校時に児童・生徒の安全確保が保障できないと判断した場合に、保護者への送迎を依頼しているところでございます。

また、完全送迎するかなどの送迎方法につきましては、例えば学校敷地内や校区内においてヒグマが複数回、目撃され、通学路にヒグマが出没する危険性が高いなど、それぞれの状況に応じて保護者の方に送迎を依頼しているところではあります。

なお、対象が野生動物でもありますので、送迎方法を明確に区分するのは難しいところではありますが、まず、児童・生徒の安全確保を第一にということと、これからも安全対策を継続してまいりたいと考えております。

○小池委員

今の御答弁の内容については、保護者に分かりやすく伝えているのかが大事なことだと思います。

では、松ヶ枝中学校においても熊出没による対応として送迎の依頼をされたようですが、任意なのか、一部なのか、完全なのか、送迎のことについて具体的にお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

松ヶ枝中学校の件につきましては、期間を定めて、2回、保護者の送迎を依頼いたしました。1回目の期間は、全ての保護者の方に送迎を依頼しまして、2回目につきましては、区域を指定して保護者の方に送迎を依頼したところでございます。

○小池委員

私が聞いた方は松ヶ枝中学校のすぐ上の徒歩3分程度で着く位置に住んでおり、家から学校が見える範囲ですが、学校に確認したところ送迎でしか登校を認められなかったようです。一方、学校の下に住んでいる方は、徒歩での登校が認められたようで、それを聞いて保護者は疑問を感じていたようです。

熊の出没した場所が学校より上だったことからそのような対応になったのかと考えますが、目の前にある小樽未来創造高校は、学校より上に住んでいる生徒は徒歩で登校していたので、そのことも一貫性がなく疑問に感じたようです。

児童・生徒の安全が一番であることからおおむね理解いたしますが、保護者に対しては、より分かりやすく学校の対応についてお知らせする必要があると思いますが、見解をお示してください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

対象が野生動物であることは先ほども申し上げたのですが、やはり行動が予想できないところでありますので、児童・生徒の安全を第一と考えて対策しているところから、申し訳ないのですが、保護者の皆様に一定程度の御協力をいただくところはあります。

保護者に対しましては、なぜそのような対応に至ったかを丁寧に分かりやすく説明することが大切であると考えております。

○小池委員

少し話が変わりますけれども、全国の熊に関する報道では、保育所や幼稚園内にも出没したケースもあるとのこと。本市の保育所、幼稚園等の対応は何かされているのか、お示してください。

○(こども未来)子育て支援課長

保育所等への対応ということで、今年10月にヒグマ目撃情報をLINEで発信することを市内の保育所に周知しております。また、出没地点近隣の保育所等には電話連絡いたしまして、注意喚起及び状況の確認を行っております。

○小池委員

一般質問では、送迎が難しい世帯への対策としてスクールバスの活用についてお聞きいたしましたが、答弁は委託契約であらかじめ運行時間や経路及び台数を契約しているため、スクールバスの活用は難しいものと考えているが、熊出沒時における安全な登下校の対応について他都市の事例等を研究してまいりたいということでした。

他都市においては、既に熊対策としてスクールバスでの通学をされている自治体も見受けられますし、山形県ではスクールタクシーという取組もされているようです。

ぜひ対応策について調査・研究、できれば検討、さらに実施まで取り組んでいただきたいと思いますが、見解をお聞きします。

○(教育)学校教育支援室南主幹

具体例でお示しいただきました山形県のスクールタクシーの件は、市教委でも把握はしておりますので、その件も含めて自治体等の規模でありますとか、いろいろな条件は変わってくるとは思いますが、他都市の例を調査・研究してまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

◎宿泊税について

まず、宿泊税に関してです。

小樽市では、令和8年4月から宿泊者1人1泊につき200円を課税する宿泊税が導入されます。条例や総務省との協議資料によれば、その使途は観光資源の魅力向上や受入れ環境の整備、観光戦略の推進、基金積立など観光振興施策に充てることとされています。しかしながら、市民の中には観光業界だけが潤い、地域には還元されないのではないかという懸念もあります。特に小樽市内の宿泊施設には、市外資本のホテルや民泊事業者が多く、市税収入や市内経済への波及効果は限定的ではないかという見方もあります。

そこで伺っていきます。

まず、宿泊税の使途の一つとして、観光客の受入れやまちの美観維持、防災活動など、地域の基盤を支える町内会への還元を明確に位置づけるべきと考えます。例えば、町内会が行う花壇整備や清掃活動、それから防災備品の整備、地域イベントの開催支援など、観光客も恩恵を受ける環境整備に充てることは市民と観光客双方に利益をもたらすはずです。また、宿泊税の使途を検討するに当たっては、市内経済への波及効果を第一に考えるべきであります。

観光客が訪れることで、地域の飲食店や小売店、それから交通機関などに経済効果が広がるように道路や歩道の整備、それから案内サインの改善、公共空間の美化など、市内事業者や地域の住民が直接恩恵を受ける環境整備に重点的に充てるべきと考えますが、市の方針を伺います。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

宿泊税の地域への還元につきましては、宿泊税は特定目的のために課す法定外目的税となっておりまして、持続可能な観光の振興を図るといった目的以外での活用はできないものとなっております。また、総務省との協議におきましては、オーバーツーリズム対策をはじめとする受入れ環境の整備や、観光客等が多く利用する道路の維持管理をはじめとする観光インフラの整備などを位置づけており、住民・観光客双方が恩恵を受ける使途も含まれた内容となっております。

より具体的な使途の検討につきましては、本年8月に設置した小樽市宿泊税検討会議により検討を進めることとしておりまして、詳しくは今定例会の経済常任委員会において報告する予定となっておりますが、先月、検討会議から結果について報告を受けましたことから、その報告を踏まえて市として予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

さらにもう1点、観光業界の利益が市外に流出し、市内経済への波及が僅かにとどまっているとの指摘があります。この指摘に対して市としてどのように認識しているのか、お答えください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

観光による経済効果につきましては、令和2年度に発表しております小樽市観光基礎調査によりまして、市内産業にもたらす雇用者誘発数が1万3,441人、そして、観光消費に係る市内の生産波及効果が約893億円とされておりまして、雇用創出に加え市内の飲食店、交通機関、小売業など幅広い分野で消費を生み出しており、地域経済に与える波及効果は大きいものと認識しております。

また、経済効果を最大限高めていくためには、域内消費を高めると同時に、市外の事業者からも投資先として選ばれるまち、選ばれる観光地となることが重要であると認識しておりますので、こうした取組を今後も進めてまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

◎旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の抜本的活用と市の関与について

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の抜本的活用と市の関与についてです。

旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫は小樽市の歴史的風致を象徴する重要な建造物ではありますが、現状では民間団体による限定的な活用にとどまって、抜本的な利活用には至っていません。市としての今後の方針と公共的資源としての位置づけを明確にすべきと考えます。

そこで、現状の活用状況と課題認識について質問です。

民間団体によるライトアップやマルシェ開催などの取組は評価できますが、建物の構造的改修や恒常的な利活用には至っていません。

市として現状の活用状況をどのように評価しているのか伺います。

○（総合政策）官民連携室木間主幹

これまでNPO法人OTARU CREATIVE PLUS、通称OC+による実証事業や市民参加型のイベントなどを開催したことは、今後、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の本格活用に向けて意義のある取組であったと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

抜本的な活用には、恐らく億単位の改修費が必要とされておりますけれども、財政的負担や事業採算性の観点から、民間任せでは限界があります。

市として、財政支援や制度的支援の可能性をどう捉えているのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室木間主幹

今月より旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用を検討するためのサウンディング型市場調査を開始する予定でございます。その中で財政的な負担や当該建物に係る規制などの課題が可視化されてくるものと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、小樽市歴史的風致維持向上計画との整合性についてです。

同倉庫は歴史的風致維持向上計画の対象エリアに位置しております。文化的景観の核となる存在であります。

計画との整合性を踏まえながら、同倉庫を地域資源としてどう位置づけ、活用方針を策定する考えはあるのか伺いたいと思います。

○（総合政策）官民連携室木間主幹

活用方針などについては、これから実施予定のサウンディング型市場調査の結果により、庁内において判断してまいりたいと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

文化庁、国土交通省などの歴史的建造物の保存に関する補助制度を活用して、改修、利活用モデルの構築が可能ではないかと思えます。補助制度の活用の可能性についてお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室真鍋主幹

旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫ですが、小樽市歴史的風致維持向上計画におきまして、歴史的風致形成建造物の指定候補と位置づけされてございます。

歴史的風致形成建造物になりますと、国の支援制度であります街なみ環境整備事業の活用が考えられます。街なみ環境整備事業では、所有者であります小樽市が事業主体となつて、歴史的風致建造物の修理、もしくは復元する工事などを行う場合に2分の1の補助を受けることができます。

○中村（岩雄）委員

それでは、公共的活用の可能性についてです。

同倉庫を単なるイベント空間ではなく、展示、交流、観光、教育など多機能を備えた公共空間として再構築する

ことで、地域の文化、経済、観光振興に資することになると思います。

市として、公共的活用の可能性をどう捉え、今後の方向性をどのように描いているのか、お聞かせください。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

OC+からも、これまでの実証事業などを踏まえて策定した旧第3倉庫利活用計画におきまして、小樽運河と一体の景観を形成する文化観光拠点としての活用といった提案もありますので、この利活用計画で示された提案に対しましても、サウンディング型市場調査で探ってまいりたいと考えてございます。

○中村(岩雄)委員

それでは、例えば小樽八区八景や日本遺産関連展示の常設化、地域マルシェの定期開催、観光案内所や市民活動拠点としての活用など、具体的な利活用案を検討すべきではないかと思うのですが、市として利活用案の公募や市民参加型検討の場を設ける考えはあるのかどうか、お答えください。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

これまで答弁させていただきましたとおり、当該建物の利活用を検討するためのサウンディング型市場調査を今月より開始し、幅広く意見を募ってまいりたいと考えてございます。

○中村(岩雄)委員

旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫は、朽ちさせるには惜しい地域の記憶と未来の器だと思います。市として財政的、制度的支援も含めた主体的な関与を強めていただき、官民連携による抜本的活用に向けた方針を早急に示すことを強く求めます。

◎小樽市少年婦人防火委員会について

次に、小樽市少年婦人防火委員会についてであります。

小樽市少年婦人防火委員会は地域における防火・防災意識の啓発を目的として、長年にわたり活動を続けてこられました。特に青少年や婦人層を中心とした自主的な防火活動は、地域の安全を支える重要な柱であると認識しております。しかしながら、近年の社会環境の変化や地域コミュニティの希薄化に伴って、委員会活動の継続性や担い手の確保に課題があるのではないかと感じております。

まず、少年婦人防火委員会の構成や活動について伺います。

少年婦人防火委員会はどのようなものなのか、それから少年婦人防火委員会では、近年は年間を通じてどのような活動が行われているのか、特に学校や地域との連携による活動の実施状況について具体的にお示しください。

○(消防) 予防課長

3点の質問があったと思いますが、まず、少年婦人防火委員会がどのようなものかにつきましては、市民の防災志向の啓発及び家庭を中心とした地域社会全般における防火・防災体制の一層の充実に寄与することを目的に、昭和54年に設立され、委員長に消防長、委員に消防団長、消防本部次長、小樽市総連合町会から1名、そのほか構成団体の代表者など13名で構成されており、現在は構成団体であります小樽市女性防火クラブ連絡協議会、少年消防クラブ、幼年消防クラブ及び小樽市シルバー連合防火クラブが団体ごとに活動しております。

次に、当委員会の近年の活動につきましては、各委員による定期委員会、少年消防クラブを対象とした防火・防災ポスターコンクール、消防体験研修会などのほか、小樽市女性防火クラブ連絡協議会、小樽市シルバー連合防火クラブを対象とした各種研修会を実施しております。

次に、学校や地域との連携につきましては、各小学校には、小・中学生を対象とした行事の参加募集の際に参加申込書の配布などの協力をいただいているほか、小樽市総連合町会も本会員の構成団体であることから、各町内会に火災予防運動期間などの際に、ポスターの掲出やリーフレットの配布などの協力をいただいているところであります。

○中村(岩雄)委員

次に、小樽市少年婦人防火委員会の課題について伺っていきます。

構成される組織の活動に若年層や女性の参加促進の取組はされているのかという点、また、構成される組織では高齢化や後継者不足といった課題はあるのかどうか、お聞かせください。

○(消防) 予防課長

構成される組織の活動に若年層や女性の参加促進の取組はされているのかにつきましては、従前は、少年消防クラブ員のみを対象としていた防火・防災ポスターコンクール、消防体験研修会は、市内の全ての小・中学生を募集対象として拡大したほか、小樽市女性防火クラブ連絡協議会員を対象とした各種研修会では救命講習や防災風呂敷講座など、内容を多様化することで、クラブ員に参加を促すよう努めております。

また、課題として高齢化や後継者不足といったものについては特に分析してはおりませんが、構成団体のクラブ員数の推移を見ますと、小樽市女性防火クラブ連絡協議会員や小樽市シルバー連合防火クラブ員がここ10年で半減していることや、現在、少年消防クラブの半数が休部状態であることが課題と認識しております。

○中村(岩雄)委員

それでは、支援体制について伺っていきます。

小樽市少年婦人防火委員会に対しては、支援などはあるのでしょうか。それから、構成される組織の育成などどのように行っているのか、また消防や教育委員会との連携などはあるのでしょうか、お聞かせください。

○(消防) 予防課長

まず、当委員会に対しての支援につきましては、市としては消防本部が会場の提供など事業の運営を全面的に支援しているほか、一部の研修会では、借り上げバスを提供するなどしております。また、市内の事業者が任意に構成する防火推進団体であります小樽消防安全協会からは、活動に対する助成や行事への協賛などの支援を受けております。

次に、構成する組織の育成は、団体ごとに防火・防災に関する研修会、体験会、救命講習会を開催して、知識や技術の習得を図るなど、各団体のクラブ員の育成に努めております。

次に、消防や教育委員会との連携につきましては、消防本部及び消防団は、当委員会では主体的な役割を担っていることから、多くの行事に直接携わっているほか、教育委員会とは小・中学生を対象とした行事の際には、開催案内や申込書の配布などの協力をいただいているところであります。

○中村(岩雄)委員

それでは、地域防災力の向上についての位置づけについて何点か伺います。

小樽市少年婦人防火委員会を構成する組織は、小樽市地域防災計画などと連携が図られているのか。それから、地域住民の防災意識の向上における位置づけはどのように考えているのか、お聞かせください。

○(消防) 予防課長

小樽市地域防災計画との連携でしたが、関連について申し上げますと、小樽市女性防火クラブ連絡協議会が、防災会議の構成機関としまして、防災についての連絡調整などの業務を担うこととされております。同連絡協議会の会長は防災会議の委員を務めているところであります。

次に、地域住民の防災意識の向上における位置づけとしましては、当委員会は市民の防災思想の啓発及び家庭を中心とした地域社会全般における防火・防災体制の一層の充実に寄与することを目的としていることから、防火・防災に関する研修の開催や参加などを通じ、地域防災の向上を図る上で一定の役割を果たしているものと考えております。

○中村(岩雄)委員

それでは、提案として申し上げたいと思います。

若年層の参加促進に向けてSNSやデジタルツールの活用を検討すべきではないかということです。また、札幌市の女性防災リーダー育成講座、それから、旭川市の地域防災人材バンクなどの取組が行われていますが、小樽市においてもリーダー育成に向けた取組を検討すべきではないかと考えます。

以上、消防本部としての御認識や今後の取組方針について、具体的にお答えいただければと思います。

○(消防) 予防課長

若年層の参加促進に向けてのデジタルツールの活用としては、対象を若年層に限ったものではございませんが、本市消防本部公式XやYouTubeを活用し、行事の募集案内などを行っていることから、今後はさらに効果的な発信ができるよう努めてまいりたいと考えております。

地域防災の担い手としてですが、リーダー的な存在が必要なものは消防本部としても考えているところであります。当委員会の活動に合わせまして、小樽市女性防火クラブ連絡協議会、少年消防クラブなどの活動を通じた人材育成により、地域防災の向上を図ってまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

◎旧小樽市保健所跡地の利活用について

次に、旧小樽市保健所跡地の利活用についてです。

本市中心部に位置する旧小樽市保健所跡地については、立地条件は極めて良好であり、公共的な利活用の可能性が高い場所であると考えています。一方で、市民からは、冬期間における雪堆積場の不足や、搬入距離の長さが課題として指摘されておりまして、中心部に近い旧小樽市保健所跡地を暫定的にでも雪堆積場として活用できないかとの声も聞かれます。とはいえ、建物の解体費は億単位になるとも推察しますが、国の補助金が導入できれば、解体費の軽減が図られますので、検討する余地はあるものと考えております。

そこで伺います。

現在、市として旧保健所跡地の利活用について検討を行っているのか、もし検討しているのであれば、どのような議論、具体的な活用方針などが交わされているのか、お知らせください。また、その議論の中に、冬期間における雪堆積場不足の解消策として、当該跡地を暫定的に雪堆積場として活用する可能性について議論されているのか、お聞かせください。

○(保健所) 保健総務課長

現在、小樽市保健所旧庁舎等の解体後の跡地利用については決まっておりません。暫定的な雪堆積場としての活用についても議論されている段階にはございませんが、今後、庁内関係部局において、立地条件なども念頭に置いて、どのように活用するのか、検討してまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

それでは、具体的なスケジュールがあれば、お示しいただきたいと思います。

○(保健所) 保健総務課長

小樽市保健所旧庁舎等で予定されているスケジュールといたしましては、解体工事に関するものであり、それ以後の跡地利用については未定でございます。

なお、解体工事に係るスケジュールは、令和7年度中に入札、契約等の手続を進め、令和8年4月から解体工事に着手し、工事の竣工は令和9年8月を予定しております。

○中村(岩雄)委員

仮に雪堆積場としての利用が困難な場合、その理由や制約条件、例えば土地の形状、環境影響、周辺交通、それから安全面など、具体的にお示しいただけるのであれば、お願いいたします。

○(保健所) 保健総務課長

先ほど申し上げましたとおり、現時点では小樽市保健所旧庁舎等の解体後の跡地利用については決まっておりま

せんので、雪堆積場の可能性も含めて、活用できる範囲で検討していきたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

◎小樽公園の再整備と多世代・多目的利用の視点について

次に、小樽公園の再整備と多世代・多目的利用の視点について伺っていきます。

小樽公園の再整備計画が進められておりますが、少子化が加速する中、従来型の児童中心の整備では、将来的な利用者減少が懸念されます。公園を多世代・多目的に活用できる公共空間として再構築する視点が必要ではないかと思っておりますが、市の方針を伺います。

まず、少子化と公園利用の将来見通しについてです。

小樽市の出生数は年々減少しておりまして、児童人口の減少は避けられません。

そこで、市として再整備後の公園利用者層の変化をどのように見通しているのか、お聞かせください。

○(建設)建設事業室主幹

再整備後の公園利用者層の見通しについてですが、公園利用者数を把握しているわけではありませぬので、数値で示すことはできませんが、遊具広場を整備することにより若い世代の利用者層は今に比べて一定程度増えるものと考えております。

○中村(岩雄)委員

再整備が完了する頃には、児童中心の利用だけでは公園の価値が維持できない可能性もあります。

そこで、少子化を踏まえた公園整備の方向性について、市の認識を伺っておきます。

○(建設)建設事業室主幹

少子化を踏まえた公園整備の方向性についてですが、子育て世代が遊びに行きたくなるような公園を整備することは、子育て世代の定住や移住促進につながるものと考えておりますので、少子化対策の一つとして公園の遊具広場整備を進めていかなければならないと考えております。

○中村(岩雄)委員

それでは、多世代・多目的利用の視点についてです。

公園を遊び場からまちの居場所へと再定義し、世代を超えた利用を促す必要もあろうかと思うのです。

カフェ併設、アートイベント、市民マルシェ、屋外図書館、健康遊具など多目的利用の検討状況を伺います。

○(建設)建設事業室主幹

多目的利用の検討状況につきましては、小樽公園は小樽市緑の基本計画でも地域づくり拠点公園として、まちの居場所としての位置づけを行っております。多目的利用の詳細につきましてはこれからのこととなりますが、まちの居場所となるような再整備計画を進めていきたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

特に先ほど申しましたカフェ併設などは、子育て世代や高齢者、それから観光客の滞在時間を延ばして、地域交流の拠点となり得ると思っております。

そこで、民間事業者との連携による施設導入の可能性について、市の見解を伺いたいと思っております。

○(建設)建設事業室主幹

民間事業者との連携による施設導入の可能性につきましては、平成29年に都市公園法の改正があり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を低減しつつ、都市公園の質の向上を目的とした公募設置管理制度、通称Park-PFI制度が創設されております。簡単に申しますと、都市公園の中に民間事業者がカフェ等の収益施設を建てやすくする制度となりますが、全国的にもPark-PFIの活用が進んできており、小樽公園についても可能性はあるものと考えております。

○中村(岩雄)委員

それでは、先ほども言いました公園の公共空間としての再定義についてです。

公園は都市の余白ではなく、公共的価値の創出空間であるべきだと思います。公園を文化、交流、観光、教育の拠点としての位置づけの中で、例えば地域アーティストによる展示やワークショップ、季節イベントの開催など、市民参加型の活用を促すことで、公園の魅力と利用価値が高まると思います。

市民参加型の利活用アイデア募集や、実証事業の実施について市のお考えを伺っておきます。

○(建設)建設事業室主幹

市民参加型の利活用のアイデア募集や実証事業の実施につきましては、現段階ではアイデア募集までは考えておりませんが、再整備に合わせ、市民参加型のイベントは実施していきたいと考えております。また、市民参加型の利活用についての提案や相談があった場合には、市としても協力していきたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

小樽公園は次世代に継承すべき当市の文化遺産であり、単なる遊具の更新ではなくて、まちの未来を見据えた公共空間として再構築すべきではないかと思います。市として、多世代・多目的利用の視点を明確にして再整備計画を進めることを強く期待したいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○橋本委員

◎本庁舎の来庁者への案内について

まず、本庁舎の来庁者への案内について質問させていただきます。

御存じのとおり、市役所の本館の正面には、入り口から階段があります。小樽市には市役所や市民公民館など、階段を上らなければ入れないような公共施設が幾つかあるのです。どちらも、もちろんスロープなどで車椅子や階段を使えない方への配慮をいただいているのはいいのですが、建物も古く、迂回しないといけないという状況になっています。

今後、建て替えるにはしばらくかかるということですので、来庁者の方々に寄り添った対応ができるのではないかと考えて、質問いたします。

そのきっかけとなったのが、今年の夏頃に、赤ちゃんをだっこした母親が折りたたんだベビーカーを持って、本庁舎正面の階段を上っているのを見かけたことです。

私も正面から庁舎を見た限り、ないのは確認しているのですが、市役所の本館の正面入り口から入る場合にエレベーターはこちらにあるといった案内はどこかにありますか。

○(総務)総務課長

別館のエレベーターにつきましては、本庁舎本館の正面階段の横にフロアマップを設置しておりますので、その中で記載しております。

○橋本委員

中に入って階段の前まで行くと、階段に向かって左手に案内もあって、向かって右側にはデジタルサイネージがあって、両方で案内されているということでした。今、エレベーターの案内はそこにあると御答弁いただきました。

ので、外からは分からないということです。

市からの書類関係は封書で送られることが多いと思うのですが、この書類に、例えば市役所までの地図が載っていたり、エレベーターはこちらにあるといった案内が書かれていることはありますでしょうか。

○(総務)総務課長

書類を全て把握しているわけではございませんが、中には記載しているケースもあるかもしれませんが、書類の大きさとか記載できるスペースの関係から、エレベーターを含めた案内の経路図よりは、別館、何階、何々課という場所を表示しているのみの書類が多いかとは思っております。

○橋本委員

正面玄関から入った場合、エレベーターの所在が分からず階段があつて困っている方、階段を上ることが困難な方、例えば車椅子やつえをついていたりすると分かりやすいと思うのですが、それに限らないと思うのです。足に少し力が入らないといったことも考えられます。

もしそういった困難な方が階段の手前で困っていることがあったら、どのような対応をしていますでしょうか。

○(総務)総務課長

まず、前提としては、階段の利用が困難な方が訪れる可能性が高い窓口は1階に配置しております。また、案内窓口を本館、別館それぞれ1階の部分に配置しておりますので、職員が声をかける等、何かあった場合、お手伝いが必要であれば総務課で対応いたしております。

○橋本委員

気づいた場合はしっかりと対応していただいていることが確認できました。

例えば、今回見たような子供を連れての方が市役所までどのような交通手段で来庁しているかはお分かりになるでしょうか。

○(総務)総務課長

来庁する手段といいますと、一般的には車か公共交通機関、徒歩のいずれかと思うのですが、子供を連れていとなると車が多い印象はありますが、調査する機会がなかなかございませんので、詳細は把握しておりません。

○橋本委員

年齢に限らず、子供がいる世代、または高齢者がどのような交通手段を使っているかは、なかなか把握できるものではありません。今回の母親もここまでどのような交通手段で来たのかは分からない。ただ、車で来ていた場合は、駐車場に止めることで、もしかしたら図書館側の入り口に気がつく可能性はあるかもしれない。

ただ、ベビーカーを押して徒歩で来られた方は、もしかしたらエレベーターの所在は建物の中に入るまで気づかない、もしくは、私が見た限りでは、エレベーターの案内を発見されている印象はなかったので、内部の方に声をかけてもらうか、自分で声をかけるしかないのだと思って、子供をだっこして、ベビーカーを担いで上がっていったのか、そこは計り知れないですが、そういった対応はなかなかできていないというのが分かります。

市役所の造りは慣れた方にはよく分かると思いますが、頻繁に来る方は少数なのかとも思うのです。もしかしたら、特に若い方はあまり市役所に来る機会がなく、なかなか慣れない場所なのではないかとも想像するのです。もちろん高齢者にとっても、国道からずっと歩かなければならないというアクセスであったりとか、庁舎の造り自体が便利であるとは言い切れない。分かりやすいシンプルな構造でもないところが課題であると思っています。

私は、エレベーターがあることが全ての解決方法であるとは言わないのですけれども、少なくとも外に、エレベーターはこちらから乗れるという案内がもう少し分かりやすく掲示されていると、親切というか、より市民に寄り添ったやり方ではないかと思います。

歴史的な建造物でもあるということなので、つけられないというのであれば、例えばピクトグラムなどを使って

デザイン性を高めるとか、冬場は見えませんが路面に案内をつけるとか、景観との調和を考える素材を使う、木材や真ちゅうといった素材も検討して、もちろん全国的にこういった古い建物にはそういった案内が全くないところばかりではないと思うので、その辺を研究していただいて、建物の外に案内を掲示することについて御見解をお聞かせください。

○(総務)総務課長

委員のおっしゃったとおり、本庁舎本館につきましては、指定歴史的建造物ということもありますので、どこまで表示をつけるのかはなかなか難しい問題だということを私どもも感じております。

また、本館にはエレベーターがないという状況ですので、単純にエレベーターという形で案内してしまうと、本館の2階、3階に行きたい方を誤って誘導してしまう可能性もあり、直感的な表示がなかなか悩ましいとも考えております。

そういったものも踏まえて、先ほど書類とおっしゃいましたが、まずは、来庁する前にホームページ等でどのように案内できるのかを考えております。例えば、エレベーターを使用する可能性の高い窓口については、特にエレベーターを含めた経路図などをホームページ等に記載できないのか、検討を呼びかけてまいりたいと考えております。

○橋本委員

◎小・中学校での性教育について

次に、小・中学校での性教育に関して質問させていただきます。

一般質問でプレコンセプションケアについて質問いたしました。一般質問でも説明しましたので、ここではあまり詳しくは説明しませんが、適切な時期に適切な知識・情報を、女性やカップルなどを対象に提供する。そして、ヘルスケア、またヘルスリテラシーを向上させて、妊娠などを含めたライフデザインが設計できるような概念であるということです。

このプレコン自体は、大きな傘のようなもので、その下にはいろいろなテーマ、課題がぶら下がっているものだと私は考えているのです。その一つの大切な要素として、一般質問でも言いましたけれども、通称SRHR、性と生殖に関する健康と権利が非常に重要だと言われておりますし、私もそのように考えています。まず、この権利を誰しも持っているのだということを学ぶために、包括的性教育の保障もしっかりうたわれているし、保障されなければいけないと思います。

一般質問では、保健所などから御答弁いただきました。今回は、学校でどのようなアプローチができるのか、質問してまいりたいと思います。

最初に、包括的性教育とはどのようなものなのか、簡単に御説明ください。

○(教育)学校教育支援室瀧口主幹

包括的性教育は、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育のことであると認識しております。

○橋本委員

自分の性についての自己決定権が学べることでもあるかと思っています。それを前提に考えれば、先にまず情報を得る、実は説明を受ける権利も有する、そこも保障されなければいけないということなのだと思うのです。

現在、小樽市の小・中学校では、性に関してはどのように学んでいるのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室瀧口主幹

学校における性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づき、児童・生徒が性について正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施し、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて学んでおります。

指導に当たりましては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること、事前に集団指導と個別指導を区別することなどに留意し、計画性を持って実施しております。また、地域や学校の実情に応じて、産婦人科医や助産師などの外部講師を活用している学校もございます。

○橋本委員

ユネスコによる国際セクシュアリティ教育ガイダンスというものがつくられているのですが、その内容を見ますと、八つのキーコンセプトの下に27のトピックがあって、その中に、さらに学習のキーアイデアというのが194項目もあるのです。恐らくここを全部網羅するには、学校の保健体育だけではもちろん学び切れないということは私のような素人でも分かります。

そもそもカリキュラムは学習指導要領を基に組み立てられていることは重々承知した上で、ここも今後、改定される中で、包括的性教育も少しずつ寄っていくのかという、その必要性が増していくことを今期待しているのです。しかし、本年、教師による児童の盗撮が教師間で共有されて、そのうちの1人が北海道の教員だったということもありました。

昨年度の性被害は約37%が中学生以下という統計もあって、実際はもっといるのではないかと思います。性被害は、なかなか発見しづらいという部分もあるので、数字はもっと上がるのではないかと考えられています。

本年、教師による盗撮が教師間で共有された事件を受けて、本市の学校で何か対応したことはありましたでしょうか。

○(教育)教育総務課長

本年発生した教師による盗撮が教師間で共有されていた事件を受けた対応といたしましては、市教委では、文部科学省や道教委からの通知に基づきまして、市内小・中学校に対して、教室やトイレ、更衣室等の点検を実施するとともに、カメラ等を設置できないように整理整頓を行うこと、教師の勤務規律の確保を徹底するとともに、教師による児童・生徒性暴力等の防止のための研修を改めて行うことなどを指導し、各小・中学校では適切に対応しているところでございます。

また、児童・生徒が活動する場所に撮影等ができる私物の端末やスマートフォンなどを持ち込むことを原則禁止することなどをしているところでございます。

○橋本委員

しっかり御対応いただいているということで、まず、安心しました。

今年の夏から、私は公園愛護会に所属してまして、夏に、公園の中にあるトイレの入り口の前に大きな木が植わっていて、すごく生い茂っていたのです。公園愛護会の仲間と引込みなどがあつたら怖いという心配があるという話をして、枝をきれいに落としたのです。

やはり学校外の対応というか、学校と近隣住民などの危険箇所の確認や対応が必要になるのではないのかとも思います。例えば性被害などは、起きてからの対応では遅いわけです。起こさないまち、地域づくりがしっかりなされないといけないのだと思うのです。

ここでお聞きしたいのがコミュニティ・スクール、通称CSなどの地域や、例えば公園の管理、草刈りといったものの管理は建設部公園緑地課にもなるので、他部署との連携なども必要なのではないかと考えるのですが、見解をお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

各学校におきましては、保護者や学校運営協議会の皆様などから御意見をいただきながら、安全マップを作成しております。街灯がないような暗い場所などもその中で示しているところではあります。

コミュニティ・スクール、学校運営協議会の中では、これまでも熟議の中で、危険箇所の話し合いを行っている教育機関でもあることから、今後も性被害の未然防止という観点から、熟議を重ねていくことも助言してまいりたい

と考えております。

○橋本委員

先ほどのユネスコのガイダンスのキーコンセプトの中にある暴力と安全確保のトピックに同意、プライバシー、体の保全というところがあって、ここは文部科学省や政府の公報でも性被害を防ぐための発信をされていて、そういう部分ではすぐリンクするところもあり、考え方が一致しているのではないかと認識しています。

内閣府、文部科学省が連携して、生命（いのち）の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成していますが、どのようなものなのか、また、どのように活用されているのか、御説明ください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

内閣府、文部科学省が作成している生命の安全教育の教材は、児童・生徒の発達段階に応じ、プライベートゾーンを知ること、自分と相手の距離感を守ること、性的な暴力の被害に遭ったときの対処法などの内容でつくられており、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動などを正しく理解した上で、自分や相手を尊重する態度などを発達段階に応じて身につけることを目指すものであります。

また、指導の手引きは、実際の授業において、教師が活用しやすいように各段階に応じた狙いや展開、児童・生徒から相談を受けた場合の対応のポイントなどの授業の進め方の例などが示されており、本教材と手引きは、各学校の状況に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるよう、各学校へ通知しております。学校においては、それぞれの実情に応じ、特別活動などにおいて活用していると承知しております。

○橋本委員

学校でもしっかり生命の安全教育というのがなされているということですが、先ほどのお話だと、外部講師などを呼ぶのは学校によるところもあって、一律ではない部分もまだあるという感じなのかとも思っています。

性教育に関して、ユネスコのガイダンスの中の同意というものについてしっかり学ぶ機会があるべきではないかと思うのですが、この同意についてはどういうものなのか、御説明ください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

学校における性に関する指導において、学習指導要領では、直接、同意という言葉は使われておりませんが、例えば中学校保健体育科において、思春期における性に対する意識の変化を学ぶ際に、性意識には個人差があり、それを知らずに、相手も自分と同じだと思ひ込んだり、自分の気持ちを一方的に押しつけたりして相手を傷つけてしまうことなどを知り、一人一人の体と心が違うこと、多様な考え方、感じ方があることなどを理解し、お互いを尊重した関係を築いていくことや、場面に応じて適切にコミュニケーションを取ることの大切さを学んでいるところがございます。

○橋本委員

感じ方の違いがあることの理解を深めることがもちろん大事なのですが、それともう一つ、同意に関しては、海外では、就学前から教えられている例がよく見られるのです。例えば水の入ったコップを持って、クラスの友達と一緒に飲まないかと聞くと、飲みたいと思う人はいいよと、これはイエスです。今は飲みたいとか、この子と飲んだら後でというのがノーになるのです。このやり取りの中で、自身の意思を表明する練習をするのです。そのノーが受け入れられたという経験を積み重ねていくことが大事なのだとされています。ここが一番大事な肝かと思っています。このような自身の考え方や、気持ちを自分自身が尊重できること、また権利があるということは、繰り返しの訓練が必要であり、その年代において何度も練習をしないと、瞬間で判断していくことはできないという考え方になります。

世の中には、年齢に応じた同意を学ぶ絵本や本がたくさんあるのですけれども、もし学校の図書館や保健室にあるようでしたらお知らせください。

○(教育)学校教育支援室瀧口主幹

小・中学校が保有する蔵書につきましては、各学校が必要に応じて購入するものであることから、年齢に応じた同意に関わる蔵書を一律に整備しているわけではございませんが、児童・生徒が安心して学べる環境づくりの観点から、学校の判断により、適切な資料を配置している場合もあると承知しているところでございます。

○横尾委員

◎受動喫煙について

受動喫煙について質問させていただきたいと思います。

健康増進法が改正されまして、望まない受動喫煙を防ぐ取組というのがマナーからルールに変わったということで、多数の人が利用する施設は令和2年4月から、原則屋内禁煙になったということで、学校、病院、そして児童福祉施設、行政機関などは、患者や子供が多く利用することから、より厳しい対応が求められているということです。今回は、私は、がん検診など様々質問してきましたけれども、がんの予防には、やはりたばこの煙を避けることが有効だと言われていまして、非喫煙者の方はここで示される標識みたいなものを注意して行動することで、たばこの煙を避けることができますとなっていますので、改めてこの辺の確認をさせていただきたいと思っております。

受動喫煙防止の施設が施設類型によって分けられていると聞いております。

その区分に応じて対応することとなっていますけれども、一般的なものによいので、第一種施設、第二種施設について説明してください。

○(保健所)健康増進課長

改正健康増進法におきまして、まず、施設類型、第一種施設でございますが、多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、行政機関等が定められております。同法では、今、委員もおっしゃいましたが、原則敷地内禁煙。あと、一定の条件を満たすと屋外に喫煙場所を設置できるとされております。

また、北海道でも、北海道受動喫煙防止条例を定めておりまして、医療機関、行政機関、大学、専門学校などは、健康増進法に準拠するのですが、保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校など未成年というか、子供や、いろいろ影響を受けやすい者が出入りする、利用する施設については、敷地内禁煙に加えて屋外に喫煙場所を設置できないと定められております。

次に、第二種施設でございますが、多数の者が利用する施設のうち、先ほど申し上げた第一種施設以外の施設が第二種施設となっております。具体的には、飲食店やスーパー、宿泊施設、オフィスなどの事務所等が挙げられます。こちらでは、屋内では原則禁煙、一定の条件を満たすと喫煙専用室等を設置できる。屋外では受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましいとされております。

一方、北海道受動喫煙防止条例では、屋内については健康増進法に準拠いたしますが、屋外については施設利用者の通行量などを考慮し、吸い殻入れ等の設置場所に配慮すると定められております。

○横尾委員

国と北海道での縛りがあるということで確認させていただきました。

この行政機関というのは、小樽市でいうと、例えばこういったところが該当するか、簡単にお示してください。

○(保健所)健康増進課長

行政機関でございますが、国及び地方公共団体の庁舎、これと類似する業務を行う施設、または業務分掌する施設を指しております。

小樽市で申し上げますと、市役所の本庁舎や教育委員会庁舎、今、私たちがいる保健所、図書館などの教育施設などが挙げられます。

○横尾委員

そこで確認したいのですけれども、ウイングベイ小樽への行政機能の移転が行われて、今、保健所のお話もしていただきました。ある意味でショッピングモールですので、民間の施設に入っていると思うのです。ショッピングモールは第二種施設に該当するのかなと思うのですが、例えば保健所は第一種施設ですけれども、こういった混在している場合の対応についてお聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

ちょうど昨年12月に、小樽市保健所などの行政機能が商業施設であるウイングベイ小樽に移転したところでございます。こちらにつきましては、移転前に厚生労働省の受動喫煙対策に係るコールセンターに問合せをさせていただきました。健康増進法第39条などでも述べられているのですが、様々な用途の施設の入居が前提とされている複合施設については、当該複合施設は第二種施設に分類されると。当該複合施設の場所に第一種施設が存在する場合は、当該第一種施設の場所に限り、第一種施設としての規制を適用するものと言われておりますので、小樽市保健所などが入居するウイングベイ小樽1番街4階の部分に限定して、第一種施設と区分されると考えております。

○横尾委員

今後、民間施設を借りて行政機関、行政機能を移転することは増えるのかと思ってきておりますし、公共施設はこれだけの数を持ってられないという部分もありますので、いろいろな検討の中の参考になるのかと思ってます。

一つ気になるのは、私たちが含まれるのかもしれませんが、特別職の非常勤職員が集まるような場所は実際にどうなのかということです。ちなみに消防団の方の詰所は第一種施設に該当するのか、お聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

消防団の詰所でございますが、市内に幾つかの消防団の分団があるかと思えます。それぞれ市所有の建物や町内会館を間借りしている、あとは単独の建物などがあるかと思えます。

消防団につきましては、火災の鎮圧はもとより災害発生時の救助、救出、避難誘導、平常時における訓練や住民への啓発、広報活動、防火指導などを行っている団体であります。そこに携わる消防団員は、非常勤特別職の地方公務員と位置づけられておりますので、これらを踏まえると、第一種施設になるものだと考えております。

○横尾委員

なかなか分かりづらい部分もありましたので、確認させていただきました。

こういった受動喫煙防止のための施設がありまして、そこには管理権原者という施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について方針の判断、決定を行う立場の人、そして管理者という事実上現場の管理を行っている者がいると確認しました。

ちなみに、ウイングベイ小樽4階へ行政機能が移転した部分については明確になっていて、実際は誰が当たるのか、お聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

ウイングベイ小樽1番街4階の行政フロアの管理権原者につきましては、このフロアは小樽市全体でお借りしているところですので、小樽市長が管理権原者、管理者につきましては保健所長が当たるものと考えてございます。

○横尾委員

ほかの市施設も行政機関ですので、同じように明確になっていると思うのですけれども、管理を担当する保健所で、管理権原者は誰、管理者は誰と明示せよという形にはなっていないか、確認させてください。

○(保健所)健康増進課長

先ほど申し上げた厚生労働省のコールセンターに確認した際に、私たちの施設が入ることによって第一種施設になるということだったのですが、その辺の届出は必要ないと伺っております。

○横尾委員

施設を管理する者がしっかりと自分たちで定めて行うということで確認させていただきました。

この施設管理権原者と管理者が義務として実施すべき事項が何かありましたらお聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

こちらにつきまして、まず、管理権原者につきましては、屋内の喫煙所の設置などという設備的なものや、館内禁煙をお知らせするという類いのものを決定する役割を果たすものです。

管理者につきましては、現場の責任者という位置づけもありますので、それが正しく運用されているかとか、トラブルが発生していないかという部分の役割になっております。

○横尾委員

ウイングベイ小樽以外の全てで、受動喫煙の防止対策が行われているかの確認について、特に保健所で定期的に行っていることはあるでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

民間で適正に行われているかという部分につきましては、毎年、飲食店だと完全喫煙のところや、子供が入れない状態で喫煙可能という分類はあるのですが、正しく行われているかを、抽出して現場確認に行かせていただいております。

行政機関の部分について、その辺が行われているかという確認は、現時点では行っていないところです。

○横尾委員

民間のそういった飲食店の部分については、やっているということで確認させていただきました。

例えば利用者が、自分が来ている施設が多数の人々が利用する施設かということだとか、施設類型や、受動喫煙の防止などというのを理解していないというお話もよく聞くのですけれども、こういったものに対して、誰か対応しなければならないというものは何かございますか。

○(保健所)健康増進課長

まず、第一種施設の場合もそうですが、それぞれ、市役所や保健所などの入り口等に施設内禁煙という掲示はしているところです。それは管理権原者の役割だと把握しております。

同様に第二種施設も、今、ウイングベイ小樽に入っているのですが、私もその辺を見て歩くのですが、玄関に指定場所以外での喫煙はできないという表示、あとはっきりと喫煙所の表示、外に煙が漏れないような形でということで表示されており、これも管理権原者の役割でやっただいただいているところです。

○横尾委員

例えば違反というか、しっかり行われていないと発見した人がいたときの相談先は誰になるのか、お聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

喫煙できないところで喫煙されているという部分につきましては、保健所に御連絡いただくことになっております。

○横尾委員

最終的に、この義務に違反したときの対応はどのようになっているか、分かればお聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

保健所にそういう御連絡なり通報という形でいただいた際には、私たちは、まず、当該施設の管理権原者に電話などにより事実確認を行います。その後、管理権原者等で、対応困難であるとか、現地調査が必要な場合については立入調査を行います。

改善を要する事項が認められる場合、違反された方などに、口頭及び文書などにより改善指導を行います。最終

的に改善の見込みがない場合につきましては、勧告や公表、あとは地方裁判所に通知していくことになります。

○横尾委員

過料といった罰則もあるということで、非常に厳しいのかと思っています。

この法律の対応の中で、喫煙ができる場所も明示しなさいというものもあって、もともと基本的には屋内が禁煙であるという表示をしていないのは、それは当たり前だからという形になっており、分かっている方は分かっているのですけれども、分かっていない方は分かっていないということです。

利用者や管理者に対して何か明示しなければならないとか、できるというものを、先ほど課長からもありましたが、ここで喫煙できないという形のを皆さんでやっていただければいいのですが、そういったものをやらなければならないという決まりはないか、確認はできますか。

○(保健所)健康増進課長

第二種施設になると思いますが、喫煙・禁煙などの表示の規定について、まず禁煙については、健康増進法では規定はございませんが、北海道受動喫煙防止条例では、飲食店及び喫茶店は主な出入口に標識を掲示すると定めております。

○横尾委員

喫煙者の方、非喫煙者の方が、分断しないようにするにはこういったものをしっかり守る。それを間違えたりしないようにするのが非常に重要だと思っていますし、これが、がん予防にもつながっていくという部分で、やはりマナーからルールになったものをしっかり守っていくのが大事かと思っています。

行政機関に関するものは、議会でこのように議論していますので、しっかり徹底していきたいということで、先ほど行政機関は特に確認はしていないという話がありましたが、そういった部分も、ぜひ市民の信頼を得るためにもしっかり徹底していただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時45分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎空き家対策について

まず、空き家対策についてお伺いいたします。

第2次小樽市空家等対策計画が令和4年度から令和8年度の間で今進められております。残り1年になるところで、進捗状況などをお聞きいたします。

まず、改めて空き家の定義をお聞かせください。

○(建設)松原主幹

空き家の定義につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条により、「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木

その他の土地に定着する物を含む。) 」と定義されております。

○下兼委員

空き家実態調査は5年ごとだと承知しておりますが、直近の空き家、そして空き家率をお聞かせください。

○(建設)松原主幹

空き家実態調査につきましては、直近の令和2年度に小樽市空家等実態調査をしておりますが、小樽市の空き家数は1,869戸で、空き家率は4.0%となっております。

○下兼委員

それでは、小樽市の空き家・空き地バンク制度が昨年3月31日で終了となりました。

制度はいつから始まって、終了までの実績をお聞かせください。さらに終了に至った理由もお聞かせください。

○(建設)松原主幹

本市の空き家・空き地バンクについては、平成21年12月15日に空き家・空き地バンクが設置されました。

実績としましては、登録が19件、成約が16件です。

制度終了に至った経緯としましては、平成21年度から当制度を約14年間運用してきたところですが、これまでの累計でも登録が19件、成約が16件と少なく、特に直近では登録がない年もあるなど、低調な状態が継続しております。令和元年には不動産関係の団体と協定を結び、空き家バンクの登録増加策の検討を行ってまいりましたが、残念ながら期待した効果が得られなかったことから、令和6年度からは、小樽市としての空き家バンクは廃止し、代わりに北海道で行っている北海道空き家情報バンクへ一本化することといたしたところでございます。

○下兼委員

私も空き家・空き地バンク制度にやはり魅力的な物件が少なかったというお話も伺ったことがありますので、せっかくつくっていた制度であったのですけれども、残念でした。でも、今、北海道空き家情報バンクで続けているということで、小樽市のいい物件もたくさん載るとよいと思っております。

次に、特定空家等についてお尋ねいたします。

特定空家等とは、どのような空き家なのでしょう、選定方法も含めてお聞かせください。

○(建設)松原主幹

特定空家等とは、法律上、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。

特定空家等の認定は、小樽市空家等実態調査や市に寄せられた相談を基に空き家の状態を確認し、最終的に建設部職員で構成する特定空家等認定審査委員会において総合的に判断し、認定しております。

○下兼委員

それでは、現在の特定空家等の数と、その中で所有者、相続人との連絡が取れている空き家数をお聞かせください。

○(建設)松原主幹

特定空家等の認定件数は、今日現在で38件となっております。そのうち、相続人不存在や会社の倒産等により連絡が取れないものが8件ありますので、連絡を取ることができているものについては30件あることになっております。

○下兼委員

市内には、これは多分、特定空家等なのだろうという印象を持つ建物もたくさんあるのですけれども、それでも30件は連絡が取れているということで、除却、売却みたいなものに進んでいけばいいと思っております。

それでは、特定空家等は増えているのでしょうか、お聞かせください。

○(建設)松原主幹

平成30年3月から特定空家等の認定を行い、これまで特定空家等に認定した建物は全部で52件あり、そのうち14件が本市で指導、助言を行った結果、解体等により改善されております。

現在の特定空家等は38件であり、件数としては横ばいで推移しておりますが、指導、助言を行い、特定空家等を減らせるよう業務を遂行しております。

○下兼委員

減っているということで、この先、まだ大変なことはあると思いますけれども、しっかりと進めていただきたいと思います。やはり景観の部分で、どうしてもここはまずいというところがたくさんあるように思いますので、ぜひともお願いいたします。

それでは、小樽市特定空家等住宅除却費補助制度は、どのような制度なのでしょうか。さらに、令和2年度から令和6年度までに制度を使った除却数をお聞かせください。

○(建設)松原主幹

申請を受け付けた建物について、市が建物の状態を確認し、特定空家等及び不良住宅に該当すると認めた建物、分かりやすく言いますと、周辺に危険を及ぼすおそれが高い空き家住宅を所有者または相続人が除却する際の工事費用の3分の1を補助する制度です。

補助の限度額は30万円となっております。実績としましては令和2年度が9件、令和3年度が9件、令和4年度が9件、令和5年度が7件、令和6年度が9件という実績になっております。

○下兼委員

家を壊すというのはかなりの金額がかかるのではないかと推測されますので、やはり経済的な面でこういう制度があることは本当によいことだと思います。

それでは、小樽市特定空家等住宅除却費補助制度の限度額を引き上げるお考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○(建設)松原主幹

毎年の除却件数が予算枠を使い切る、おおむね10件の実績がありますが、10件を上回るような申請が来ているという状況ではありませんので、補助金限度額を含めた本制度が適正なものと考えておりますので、現時点では上げは考えておりませんが、近年の物価高騰、人件費の高騰などにより、除却費用もだんだん上昇していることから、他都市の状況やニーズを注視しながら考えていきたいと考えております。

○下兼委員

今のお答えのとおりだと思います。何をやるにも今はもう物価上昇で大変なことになっておりますので、やはり経済的な面で少しサポートしていただければ、除却に向けて進むのではないかと思います。

それでは、空き家に関する相談はどこで受付をしておりますでしょうか。今年4月から現在までの相談件数をお聞かせください。また、主な相談内容も併せてお聞かせください。

○(建設)松原主幹

空き家の相談としましては、建設部建築指導課内にある空き家対策担当部署で受付をしております。

今年4月から今日現在までの相談件数は209件です。空き家対策担当部署発足の平成27年度から令和6年度までに受け付けた相談件数は2,471件で、うち解消したものが1,015件で解決率は約41.1%となっております。

主な相談内容としましては、空き家からの落雪、草木の越境、建材の飛散に対する相談が主な相談内容となっております。

○下兼委員

やはり空き家の相談をどこにしたらいいのかは考えてしまうところなのですが、こうやってしっかりと市

民の相談を半分近く解決に結びつけていただいていることに感謝申し上げます。

それでは、相談員は何名おりますでしょうか。その中で、資格をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか、お聞かせください。

○(建設) 松原主幹

相談を受ける担当職員は4名です。

業務上の資格は必要ありませんが、2名が一級建築士、1名が宅地建物取引士の資格を所持しております。

○下兼委員

専門的なことも聞かれる場合もありますので、資格をお持ちの方がいることは安心しております。

それでは、空き家を減らすために取り組んでいることをお聞かせください。

○(建設) 松原主幹

空家等対策計画にある空き家対策の取組には三つの柱がありますが、空き家の予防保全、危険な空き家への対応、空き家の利活用という観点で取組を行っております。

予防保全に関する取組では、空き家セミナー、相談会の開催、空き家ガイドブックの作成と配布、毎年の固定資産税の納税通知書には、空き家のチラシを同封するなどを行っております。また、危険な空き家に対しては、所有者等に対し、助言、指導を行ったり、空き家の除却費補助制度を行い、危険な空き家の解消に努めております。また、空き家の利活用については、空き家に関する6団体と協定を結び、小樽市空家等流通プラットフォーム事業を行い、官民連携で流通困難な空き家の利活用がされるよう取組を行っております。

人口減少、少子高齢化が進む中で、様々な空き家に関する取組を総合的に行うことで、空き家の解消に努めていきたいと考えております。

○下兼委員

しっかりと取り組んでいただけることに感謝を申し上げます。ですが、やはり市民の皆様の協力も必要ですし、もちろん近隣の町内会の方々の情報なども必要だと思います。

私のおばが今年1月に孤独死をしまして、建物と土地の相続をやっている真っ最中なのです。分からないことばかりなので、市民の皆様に理解していただけるように建築指導課でも周知をよろしくお願い申し上げます。

○面野委員

○市民センター・マリンホールの空調設備改修事業費について

それでは、補正予算に計上されている市民センター空調設備改修事業費についてお伺いさせていただきます。

今定例会の補正予算に、債務負担行為として7,055万4,000円が計上されております。空調設備というのは、温度・湿度、換気・気流を調整し、建物内の快適性、また衛生面などを保つために重要な役割を担っているとされておりまして。

そこで、現在、市民センターではどのような空調設備が設置されているのか、お聞かせください。

○(生活環境) 角澤主幹

市民センターの空調設備につきましては、まず、ホールと各会議室の大きく分けて二つの構成で稼働させております。

ホールについては、吸収冷温水機を使用した冷暖房、また、会議室、研修室は、一つの室外機に対して複数のエアコンを接続させるマルチエアコンという形の冷暖房を整備しております。

なお、センター2階に団体が使用している1号から6号までの事務室がございますが、ガストロブのみが設置されている形で、冷房装置の設置はございません。

○面野委員

現在、ホールとそれ以外で主に二つの仕様の媒体というか、空調設備なのですが、基本的には冷暖房がそろっている空調設備が運転されているということです。

まず、この設備はいつ整備されたものなのか、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

ホール、会議室等のいずれも開設当初の平成7年に整備したものでございます。

○面野委員

もう30年ぐらいたつので老朽化しているということなのですが、事業内容については、老朽化により稼働不具合が頻発している、センター内の空調設備を改修する事業であると説明がございました。

この空調設備の稼働不具合が頻発しているとは、具体的にどのような不具合なのか、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

今回の具体的な不具合の内容につきましては、ホール以外の各室に対して稼働させている6系統、28基のマルチエアコンに支障を来してございまして、実際にエアコンの不稼働や風向き調整ができないといった不具合が生じている状況でございます。

○面野委員

冷暖房、特にホール以外はマルチエアコンということで、暖房が使えない、夏は冷房が使えないということで、実際に私も利用者の方から、冷房が使えなくて市民センターの会議室等がすごく暑いというお話は、今夏も聞いておりました。

それで、今回の改修事業の整備内容、工事内容についてどのようなことを行っていくのか、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

現在各エアコンの交換部品が既に製造停止になっている関係がございまして、系統ごとに設備一式の交換が必要になるのですが、6系統、28基全てを今回、入れ替えるものでございます。

○面野委員

ホール以外の施設の空調設備を交換するという形で、それが7,055万4,000円なのですが、ちなみにこちらの事業費の財源はどのようなものを充てるのか、見込みは立っていますか。

○(生活環境)角澤主幹

現時点では、一般財源になろうかとは考えてございます。

○(財政)財政課長

こちらの市民センター空調設備改修事業費につきましては、債務負担設定でありますので想定財源になりますが、起債を想定しております。

○面野委員

今、家電などの場合、省エネや、電気代の節約などという売り文句というか、性能がどんどんよくなっていて、電気代を抑えられる製品をよく見かけます。今回、平成7年に空調設備が入れられて、そこからの改修、入替えになるので、導入整備される空調設備も電気代、省エネというところにも配慮されている製品がもう出てきているのかとも感じられるのです。

現状で分かれば、整備後のランニングコストは、増えたらまずいと思うのですけれども、増減の見込みをどのように考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

今後のランニングコスト部分については、まだ算出していませんで、現時点では分かりません。

○面野委員

このポイントについては、タイミングを見計らってまたお聞きしたいと思います。

次に、4月に小樽市民センターの一時休館についてということで議会に御報告いただいたのですが、その内容が、工事に関するスケジュールと工事期間、市民センターが全館休館するというので予約受付の停止を行う。工事は令和8年5月から8月までの4か月間で、騒音や振動などで利用者に対する影響が大きいので、工事期間はホールを含めて全館休館するというのでした。

センターの各部屋、ホールの予約は1年前からできるということで、工事期間中の来年5月から8月までの予約は、今年5月からもう受付を停止しないと予約が入ってきてしまうので、5月から停止するという趣旨の御報告をいただきました。

まず、この工事期間、それから利用受付の停止期間に報告時と相違がないか、確認させてください。

○(生活環境)角澤主幹

現時点では、説明の段階から特に変更はございません。

○面野委員

市民センターのホームページを見させていただくと、もう9月からホールでも行事が開催される予定となっておりますが、万が一、工事期間が延長となった際に、9月から予約を受け付けた利用者にはどのような対応が想定されるのか、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

今回の8月までの工期は、ある程度余裕を持った設定でございます。それに加えまして、今後、工事を進める上でも、例えばホールの利用に影響のある騒音が発生するような作業といったものはできるだけ早めの時期に実施できないかといった調整なども行いながら、延長とならないように進めていきたいと考えてございます。

万が一、工事の延長が発生した場合には、予約者との日程調整、あるいは会場変更などの調整を行うことになるのかと想定してございます。

○面野委員

延長しないように心がけているということなので、またそうなると、補償などということにもつながりかねないので、ぜひ延長がないように工事を進めていただきたいと思います。

次に、マリンホールは、毎年恒例のようなイベントが開催されていると思います。何となく思い起こしてみると、5月中旬には民謡の大会が毎年あったりとか、8月には戦没者の追悼式なども恒例的に行事が行われているのです。

そういった恒例行事を含めて、実際に工事期間中、使用をお断りした件数などは何件ぐらいあるのか、調べていらっしゃいますか。

○(生活環境)角澤主幹

施設に確認いたしましたして、直近で直接問合せがあった件数といたしましては、実際に休館の案内をした4月から12月までの期間では約20件であったと聞いております。

○面野委員

それでは、毎年恒例の行事を含めて、工事期間中なので引き受けることができないと返答した方への代替案として、小樽市または指定管理者はどのような対応というか、案内をされたのか、例えばこういう施設もあるという御案内などについてはどのようになっているのでしょうか。

○(生活環境)角澤主幹

やはり代替案といたしましては、他の施設を紹介することになります。実際に市民会館や小樽市公会堂、あるいは、いなきたコミュニティセンター、小樽市生涯学習プラザといった施設の利用をお勧めする対応をいたしました。

○面野委員

私も市内でマリホールが使えないというと、他にどういふところがあるのかと調べたら、やはり最初に思い浮かぶのが市民会館かと思うのです。市民会館のキャパシティーは結構大きくて、行事によってはあまりすかすかの客席だと見栄えが悪いというので、マリホールがちょうどいいというイベント主催者のお話なども聞いていたのです。その辺は主催者の方がどういふ行動を取ったのか分かりませんが、マリホールが休館するとすると、中には厳しいと思う方もいらっしゃるという印象を受けていました。

市民センターは現在、指定管理者制度によって維持管理を行っているわけなのですが、この施設の使用料に関する取扱いはどのようになっているのか、御説明をお願いいたします。

○(生活環境)角澤主幹

市民センターは指定管理者制度の中でも利用料金制というもので運営してございまして、使用料の収入に関しては、指定管理者に入る仕組みになってございます。

○面野委員

利用料金制ということで、小樽市が維持管理しまして、指定管理費を事業者にお支払いして、さらには施設全体の使用料も指定管理者が運営する財源になっているということです。

令和6年度の1年間のホール、あと研修室、会議室、和室、リハーサル室、これらの施設のそれぞれの稼働率をお聞かせいただけますか。

○(生活環境)角澤主幹

各部屋の稼働率についてでございますが、まず、施設は1日のうちに、午前、午後、夜間の3区分に分けて使うことができまして、1日で3こまという言い方をします。令和6年度は全部で1,077こまございまして、それに対する各部屋の使用こま数という形で稼働率を出すこととなりますが、ホールが約25%、会議室と研修室は約50%、和室が約35%、リハーサル室は約60%という稼働率になってございます。

○面野委員

今度は、工事期間の予定となっている5月から8月の施設全体の今年度の使用料の合計をお聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

指定管理者の使用料収入の中にも、自主事業や自動販売機収入といった細かい収入もございまして、今回はあくまで利用者の方に部屋を使っていた部分の使用料収入になりますが、4か月で約750万円でございます。

○面野委員

先ほどの答弁で使用料は利用料金制で、指定管理者の収入になるということでした。

工事期間中は市が行う整備事業によって全館使用禁止となり、施設の快適性とか衛生面などを勘案すると、この事業はもちろん必要な整備事業ではあると思うのですが、やはり指定管理者としては工事期間の使用料の収入が皆減るとなり、運営的にも人材確保的にも大きな影響が考えられるのかと思うのです。

この使用料収入がなくなることに對する減収補填などといったものについては、庁内での検討、または指定管理者との協議などは行われているのでしょうか。

○(生活環境)角澤主幹

補填に関する問題につきましては、以前にほかの施設でも、市の工事に伴う休館が発生した場合に利用料金制を採用している施設ですと、減収分の補填を行っているものがございまして、そういった協議は今回も必要になると考えてございます。その時期につきましては、休館によって光熱水費などは逆に減少する部分も想定されますので、そういった部分も含めて、休館終了後に支出額を確認する必要がありますので、今後の協議という形になります。

○面野委員

減収については、指定管理者の事業者、市ともに無理のない範囲というか、適正な形で対応していただきたいと

思っております。

次に、少し視点を変えるのですが、テナントについてお伺いしていきたいと思えます。

市民センターの2階には、六つのテナントスペースが設けられていると、ホームページには掲載があります。

この市民センター新設時にテナントスペースを設けた経緯について少しお聞かせください。

○(生活環境) 角澤主幹

このテナントスペースの部分につきましては、冒頭に御説明しました1号から6号までの事務室のことです。これに関しては、平成7年の施設の開設前までに近隣に立っていました労働会館がございまして、入居団体の活動場所を引き続き確保するという目的として、この六つの部屋を設置した経緯がございまして。

○面野委員

今回、空調設備改修事業の枠に、先ほどテナントの事務所スペースの空調設備は整っていないということだったので、テナントスペースの現在の利用状況についてお聞かせいただけますか。

○(生活環境) 角澤主幹

現在の利用状況につきましては、六つの部屋のうち五つの利用があり、1部屋空いている状況にあります。

○面野委員

そのテナントスペースはいつから空いている状態になりますか。

○(生活環境) 角澤主幹

こちらは令和3年2月から空いております。

○面野委員

長らく空いているということなのですが、現在、空きスペース、テナントスペースに対しては、市ではどのような検討がされていますか。

○(生活環境) 角澤主幹

こちらの空きに関しましては、テナントとして公募をかけるのがよいのか、また、一般の会議室として市民の方々に提供するかといったことについて、利用料金の設定も含めて検討が必要と考えてございまして、まだ進んでいない状況にあります。

○面野委員

私も施設の性質上、このままテナントとして貸出しの公募を募るのか、または会議室として貸し出すのかの二つ以外の選択肢はなかなかないのかとは思いますが、一方で、先ほど経緯を伺いましたけれども、労働会館で活動されていた団体に配慮されて、こういったテナントスペースを設けたということで、話を聞くとやはり一般的なテナント料よりは、結構お安く提供されていることも伺っています。

もう配慮というか、労働会館で活動されていた方には、多分、建てる時に既に入るか入らないかということで、入らない団体に関してはその場で土地からは去っていったと思うのですが、今回も空いている土地は、例えば、色内でこのぐらいの大きさで、この立地であればどのぐらいだという、ある程度適正なテナント料を算出していただき、ただ、一方で、民業圧迫とも言われるかもしれませんので、その辺は市内で協議していただいて、テナントで公募を募るか、または先ほど主幹がおっしゃっていたように会議室として利用するか。

実際に4年以上空きスペースとなっている状態で、これは指定管理者にとってみると、本来ここの使用料が入れば、それだけ指定管理者の収入にもつながります。やはりこのデッドスペースはこのまま寝かせておくともったいないので、ぜひ早々にどうするかという決断を市内でまとめていただいて、もちろん指定管理者との協議も必要になってくると思いますので、この利用方法については検討していただきますようお願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎河川管理費補正予算について

まず、河川管理について伺いたいと思います。

今回の補正予算で、河川管理費が計上されていますが、どのようなことをするのか、事業内容をお知らせください。

○(建設)維持課長

河川管理費の補正予算として計上している事業の内容でございますが、一つは、銭函地区河川防災事業としまして、平たん地である銭函地区の浸水被害を防止することを目的として、銭函地区を流れる河川の河道内に堆積し、流下を阻害している土砂等を取り除くことで、流下能力の回復を図る防災事業であります。

もう一つは、沈砂池しゅんせつ等工事としまして、市内中心部を流れる河川の泥や砂について、海域や小樽運河への流出を防止することを目的としまして、河川の沈砂池に堆積している土砂等を取り除くことで、流下能力や機能を確認する工事でございます。

○高野委員

令和7年第1回定例会の酒井議員の防災に関する質問の中で、国の緊急防災・減災事業債の活用について伺いました。

答弁では、改めて事業債の活用の可否について、今後、関係機関と協議をしていきたいということでしたけれども、協議後に活用できることになったのでしょうか。

○(建設)維持課長

本市が行っている事業が緊急浚渫推進事業債を活用することができるかについて、手続の窓口である北海道と協議を行い、活用が可能であるとの回答を得たところでございます。

現在は、事業計画を申請済みの状況でございまして、正式な決定の通知を待っているところでございます。

○高野委員

協議の結果、活用の方向だということによかったと思います。

河川管理の沈砂池しゅんせつ等工事費は約2,000万円、銭函地区河川防災事業費は1,500万円と、毎年のように一般財源で予算計上されてきました。国の緊急浚渫推進事業メニューが活用できるということで、財政的な効果についてはどのように考えているのでしょうか。

○(建設)維持課長

緊急浚渫推進事業債の活用による財政的な効果についてでございますが、これまでは全て一般財源を充てておりましたが、当該事業債の活用により、事業に要する費用全額を地方債で賄うことが可能となります。

また、交付税措置として7割が国から支給されることから、実質負担が3割まで圧縮され、市の財政負担が軽減されるものと考えております。

○高野委員

財政的な効果について聞きましたけれども、地方債充当率100%で、元利償還金70%を地方交付税措置となっているので、有効な財源だったと感じていますし、今言ったように、やはり3,000万円以上のお金というのはすごく大きいと思いますので、今後も有効な財源を活用してぜひ積極的にお願いしたいと思います。

◎公共施設のトイレについて

次に、公共施設のトイレについて伺ってきたいと思います。

これまでも議会でトイレの洋式化やベビーチェアの設置などを求めてきました。施設内のトイレや、市が設置している公衆トイレについて平成29年度から令和3年度までの5か年でトイレ整備計画が進められてきたのは大変うれしいと思っていますし、整備することで、より市民が利用しやすくなったのではないかと感じています。

どこまで整備が進められて、実現に至ったかなどを改めて確認したいと思いますので、質問させていただきます。

計画当初は、市が維持管理する143施設のうち、洋式便器があるトイレは52施設で、洋式化率は36.4%、施設内トイレが76.9%、公衆トイレが13.2%となっていました。施設別の洋式化状況はどうなっていますか。

○（生活環境）次長

トイレの洋式化等整備に係る年次計画に基づきまして、洋式便器を設置した施設数につきましては、全体では106施設で洋式化率は75.2%となりました。内訳としまして、施設内トイレは47施設で92.2%、公衆トイレは59施設で65.6%となりました。

○高野委員

以前よりもぐっと上がったのかと思います。

便器の洋式化は計画時には施設内トイレが22基、公衆トイレが58基と合わせて80基の洋式便器の新設及び増設とされていましたが、計画どおりにされたのでしょうか。

○（生活環境）次長

当初の計画を策定した後に、整備年度を変更したものがあつたかと記憶しているのですが、個別の施設ごとに突き合わせはできませんでしたが、この計画の実施に当たりまして、計画に掲載した施設等の整備状況については、予算の状況、それから整備した実績について、年度ごとに、担当課に確認しておりました。一部、計画策定後個別に対応する施設を除けば、おおむね計画どおり整備できたものと考えてございます。

○高野委員

障害者用トイレは、施設内トイレでは24施設、公衆トイレでは12施設と合わせて36施設に設置されており、そのうちオストメイト設備は8施設となっていました。障害者用トイレの設置数とオストメイト設備の数はどうなったのでしょうか。

○（生活環境）次長

障害者用トイレが設置されている施設内トイレは1施設増えまして25施設、公衆トイレにつきましては12施設のままですが、全体では37施設となりました。

また、オストメイトが設置されているトイレにつきましては、施設内トイレで5施設増えまして13施設となりました。

○高野委員

増えたということでよかったと思います。

障害者用トイレの整備では、オストメイト設置は計画のときは6か所となっていました。1か所未設置となっています。未設置となっている場所はどこになりますか。

○（生活環境）次長

当初予定していたオストメイトが未設置になった施設につきましては、おたる自然の村おこぼち山荘になります。

○高野委員

おむつ交換台及びベビーチェアの設置についても伺いたいと思います。

乳幼児がいる方は、おむつ交換台やベビーチェアが設置されているかは、やはり子育てがしやすいまちになっているのか、また、その施設を利用するかを左右する大きな問題かと思っています。私自身も出産をきっかけに札幌市か

ら小樽市に戻ってきたときに、おむつ交換台やベビーチェアが設置されているトイレが少なく、気軽にトイレに行けないということで困った経験もありますので、設置についても議会で取り上げさせていただきます。

計画時は、おむつ交換台が設置されているトイレは施設内で12施設、公衆トイレは11施設、ベビーチェアが設置されているトイレは施設内で6施設、公衆トイレは3施設と非常に少ない状況でしたけれども、現在はどのようになっているのでしょうか。

○(生活環境)次長

おむつ交換台が設置されております施設内トイレにつきましては7施設増えまして19施設、公衆トイレにつきましては3施設増えまして14施設となり、合計では10施設増の33施設となりました。

また、ベビーチェアが設置されている施設内トイレは8施設増えまして14施設、公衆トイレは7施設増えまして10施設となり、合計では15施設増の24施設となりました。

○高野委員

どちらにしても、少しずつ増えてきてよかったですと思っています。

市民会館のトイレについて伺います。

市民会館を利用した方からは、市内、市外を含めていろいろな方が会館を利用するので、和式トイレにかぶせて洋式トイレに変える簡易洋式トイレではなくて、見た目もそうなのですけれども、もっと安定性のある洋式便器に変えてほしいという要望も聞いているのですが、変える予定はあるのでしょうか。

○(生活環境)角澤主幹

市民会館におきましても、当計画に基づき使用状況を踏まえ、整備の必要性を判断し洋式化を進めたところでございます。当施設はやはり老朽化が進んでおりまして、更新が必要な設備がありまして、運営に支障がないよう、現在、順次整備している状況にございますので、一部簡易洋式としているところにつきましては、御意見も踏まえ、今後、判断していきたいと考えております。

○高野委員

ずれたりということなどの安全性の部分でも心配な方もいらっしゃるのかと思うので、ぜひ考えていただきたいと思います。

このトイレの洋式化等整備に係る年次計画は、5か年にわたる計画でしたが、全体として予定どおり進めることができたということでよいでしょうか。

○(生活環境)次長

全庁的に、公共施設の洋式化を進めていくということで、財政負担の平準化も考えなければなりませんので、年次計画というものを立てて、優先順位をつけながら計画的に整備を進めたということです。施設によっては、ほかの設備と整備時期を合わせるために、個別に対応するところもございましたが、おおむね計画どおりに整備を進めることができたと考えてございます。

○高野委員

今聞きましたら、おおむね計画どおり進めて終了してきたということなのですが、やはり計画後も、トイレの洋式化等の整備を進めることが必要なのではないかと思うのですが、進めることについてはどうお考えでしょうか。

○(生活環境)次長

今回の年次計画で一定程度、洋式化等の整備が完了いたしましたので、今後におきましては施設の各所管課において整備の必要性を判断していくことになるものと考えてございます。

○高野委員

◎パートナーシップ制度、性的マイノリティーについて

次に、性的マイノリティーの方に配慮したトイレについて伺いたいと思います。

公共トイレを使う場合に、やはり周囲の視線や違和感などが気になって、性別で分けられたトイレを使うことに抵抗があるということも聞きます。そういう方は、ジェンダーレストイレがあれば安心してトイレを使うことができます。

以前、議会の中でも質問したところ、市長から、市の公共施設においてトイレの新設や改修を行う場合、条件が許す限り、誰でも使える多目的トイレの設置を進めていくという答弁がありました。

市の施設で、こうしたジェンダーレストイレはどれぐらいあるのでしょうか。また、増設について考えていればお答えください。

○(生活環境) 男女共同参画課長

性自認に違和感のある性的マイノリティーの方など、性別に関係なく利用できるトイレとしましては、市役所別館1階に多目的トイレを設置しているほか、今年8月にオープンした小樽観光船ターミナルにも多目的トイレが設置されております。

今後も市の公共施設においてトイレの新設や改修を行う場合には、条件が許す限り性別に関わりなく使えるトイレの設置について所管課へ促してまいりたいと考えております。

○高野委員

次に、パートナーシップ宣誓制度について伺います。

パートナーシップ宣誓制度開始から現在に至るまで、宣誓された方は何組となっているのか、お答えください。

○(生活環境) 男女共同参画課長

パートナーシップ宣誓制度につきまして、令和6年1月の制度導入から令和7年11月末までの宣誓件数につきましては、合計で7組であります。

○高野委員

これまででも、パートナーシップだけではなくて、ファミリーシップ制度の実施についても伺ってきました。他都市の状況も参考にしながら、制度の必要性などを考えるという答弁だったかと思います。

北海道内のファミリーシップ制度の導入状況について、もし分かればお知らせください。

○(生活環境) 男女共同参画課長

パートナーシップ宣誓を行ったカップルだけではなく、カップルの子供や親などの親族につきましても、その関係を公的に証明するファミリーシップ制度につきましては、令和7年12月1日現在で、北海道内の2市4町がパートナーシップ、ファミリーシップ制度として導入していると伺っております。

○高野委員

北海道内でも少しずつ増えてきているのかと思うのですが、全国でも導入しているところもあります。

特に、最近としては、パートナーシップ制度を導入するときに一緒にファミリーシップ制度を同時に導入している傾向があると思うのです。

本市でのファミリーシップ制度の導入は検討されているのでしょうか。

○(生活環境) 男女共同参画課長

現在、本市のパートナーシップ宣誓制度に関する実施要綱では、ファミリーシップ制度という名称は使用していませんが、宣誓したカップルと同居する未成年の子供につきましては対象に含めていること、また、ファミリーシップ制度について現在、御意見や御要望はいただけていないことから、他の親族への拡大については現時点では考えておりません。

○高野委員

昨年5月のしんぶん赤旗の調査でも、ファミリーシップとしていなくてもパートナーシップ制度を導入している

456自治体のうち、47%に当たる216自治体がカップルと生活を共にする未成年の子供の関係を証明できる制度やサービスを導入しているとされており、小樽市もその中に含まれています。

現在、パートナーシップ制度の中で、取り入れているということなので、今のところファミリーシップ制度は考えていないということによろしいでしょうか。

○(生活環境) 男女共同参画課長

そのとおりでございます。

○高野委員

先ほど、要望もなかったという話もありましたけれども、今のところはそうだとということで確認しました。

次に、性的マイノリティーの子供たちの支援について伺いたいと思います。

過去にも、この問題について取り上げさせていただきました。子供は小学校から中学校にかけて多感な時期です。性別に違和感を感じて悩み、思春期の特徴も相まって、自己肯定感が下がる状況を避けるためにも、私は誰もが自分らしく生活できるようにするためには、学校での環境整備は必要であり、小・中学校の段階で正しい知識を身につけるといことは、自分や周りを大切にすることにもつながってくるのだらうと考えます。

教育委員会として、学校でのマイノリティーの理解促進や、環境整備についてはどのように取り組んできたのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室菊野主幹

市教委としましては、児童・生徒の指導に当たる教職員の理解向上のため、生徒指導に関する教員向けの研修会の中で、性的指向や性自認に関する内容を取り上げ、偏見や差別を生じさせない指導の在り方などについて周知を図ってまいりました。

また、児童・生徒への理解促進につきましては、学級活動や道徳科、保健の学習などで多様性の尊重や自分らしさの大切さを扱って指導するとともに、令和6年度には市教委で、児童・生徒向けの資料、リーフレットを作成、配布し、理解促進の取組を行ったところであります。

環境の整備としましては、中学生の制服の配慮はもとより、学校生活上の相談対応、本人や保護者との丁寧な意思確認など、個々の状況に応じた柔軟な対応を行える体制づくりに努めるとともに、学校に配置しているスクールカウンセラーとも連携し、児童・生徒が相談できる環境の確保に取り組んでいるところでございます。

○高野委員

理解促進の中で、児童・生徒のリーフレットを作成したというお話がありましたけれども、いつ頃そのリーフレットを配布したのか、また、対象学年などはあったのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室菊野主幹

まず、配布の時期であります、令和6年8月に配布しております。

対象としましては、小学校4年生以上の児童と中学校生徒全員として配布したところであります。

○高野委員

配布することはすごくいいことだと思うのですが、なぜ小学校4年生からとしたのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室菊野主幹

配布対象を小学校4年生以上としたことにつきましては、児童の発達の段階を考慮したということですが、市内小学校の保健領域の学習におきましては、4年生で体の発育・発達として、思春期になると次第に大人の体に近づき体つきが変わる、異性への関心が芽生えるなどを取り扱いますので、この4年生での指導に合わせて、委員が御指摘のリーフレットを配布することがより効果的であると考えましたので、4年生以上としたところでございます。

○高野委員

理解促進という点からも広く周知しなければいけないと私は思いますし、せっかく作成したので、小学校4年生以上の配布ではなくて、内容を工夫するなどして小学校1年生から小学校3年生も配布していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

委員の御指摘のとおり、内容の工夫は必要ではないかと考えております。同様のものが小学校低学年の児童にどうなのかということもございます。発達の段階も踏まえて、どういった内容のものがよいのかという部分についても含めて研究してまいりたいと考えております。

○高野委員

研究していきたいということなので、ぜひお願いしたいと思っておりますし、このようなリーフレットを作成して終わりということではなくて、やはり定期的に配布して、周りへの理解促進や悩みがある方は相談できるようにしていくということが必要ではないかと思っております。

今後も定期的に配布していただきたいと思うのですが、そういった予定はあるのか、また、なければしていただきたいと思うのですけれども、お願いいたします。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

ただいま御指摘のとおり、令和6年度に配布して以降、その後、周知ということはしてございませんので、確かに繰り返し周知することで理解促進につながると考えますので、どの時期がよいかというのを定めながら毎年周知してまいりたいと考えております。

○高野委員

授業についてなのですけれども、名簿等も昔は男女を区別していたこともありましたが、今は男女で区別することはないということで十分配慮しながら、教育活動を行っているとしているのですけれども、私はまだ不十分な点があるのではないかと感じております。

例えば、入学式などの掛け合いでは、お姉さんやお兄さんと、男性と女性しかいないように感じる場面もありますし、小学校6年生が制作するガラスづくりでは、男女に分かれて校外活動をしているという学校もあるという話も聞いていますので、改めて学校でのマイノリティーの理解促進や環境整備について行っていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

今ございました、学校の行事等を含めた教育活動ですが、基本的には最終的には各学校の校長が決めて行うものと考えておりますけれども、御指摘の行事等につきましては、我々と代表の校長で協議する場がございますので、実情の把握に努めるとともに、配慮としてどのようなことが考えられるかということについて、今後、協議してまいりたいと考えております。

○高野委員

◎平和事業について

次に、平和事業について伺います。

今年は戦後80年という節目でもあって、広島市の平和記念式典に市内中学生4人を小樽市平和派遣団として派遣し、平和に関して学ぶ機会を設ける事業を行いました。

派遣された方から、感想も含めてどのような声があったのか、その点をお願いいたします。

○(総務)総務課長

私自身も報告会に参加させていただいて聞かせていただきましたが、例えば被爆体験伝承者の講話では、語られた言葉一つ一つに重みがあって涙が止まらなくなったという感想や、まとめとして、平和は多くの人の願いや努力

で守られてきた尊いものと感じたということを述べられておりました。

○高野委員

行った方は大変勉強になったのではないかと思いますのですけれども、応募が5月から6月ということで、約1か月しかない、短い期間だったと思う中でも14名の応募があったということです。私も応募された方の作文を読ませていただいたのですが、学校の授業で学習する機会の中で、平和とは何か、戦争を知らないからこそ学びたくて応募してきた方が多いのかと伺いました。

戦後80年となり、授業以外では戦争を知る機会も減っているということが作文の中でも読み取れますし、私は子供たちが学びたいという気持ちを大事にすることが必要だと思いますし、そうした経験が重要だとも思います。

私も学生の頃に長崎の原水爆禁止世界大会に参加した経験が、より平和を考えるきっかけになった1人でもあります。応募も中学生と限定して、短い期間の中で14名の応募があったということですから、学んでみたいと思っている子供はもっと多いのかと感じます。

松井議員も、毎年派遣してはどうかとも質問で伺っていましたが、毎年とはいかなくても、やはり今後もぜひ平和記念式典に派遣していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(総務)総務課長

この派遣事業でございますけれども、今年度は周年行事ということで実施させていただいておりますので、前もお答えしましたが、通年化はなかなか難しいかもしれませんが、周年行事としては実施を検討したいと考えております。

○高野委員

毎年は難しくても、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

戦争を繰り返さないためには、なぜ起きたのか、戦争はどのようなものなのかということ、やはり歴史を学ぶことも重要だと思います。しかし、毎年のように戦争体験者が減少して、身近に戦争の話聞く機会は少なくなっています。

これまでも本市では平和の大切さを後世に伝えることも含めまして、例年、ポスター展や平和の映画上映などを行っています。こうしたこと以外にも、戦争体験者の方や語り部の方を講師で招くなど、新しい世代への平和教育だったり学習をすることが必要だと考えるのですけれども、今後、新たな平和事業を行う予定はあるのでしょうか。

○(総務)総務課長

新しい事業とまでは言えないかもしれませんが、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館では、被爆者の体験や平和への思いを次世代に語り継ぐため、被爆体験証言者は被爆者御本人になりますけれども、もしくは広島県広島市が要請した伝承者を全国の学校や自治体に派遣する事業を行っている聞いております。教育委員会を通じて、この事業を各学校に市としても周知してまいりたいと考えております。

○高野委員

市の事業は8月に集中しているのですが、私は、ほかの月などもぜひやっていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○(総務)総務課長

先ほど申し上げた被爆体験証言者や伝承者を派遣する事業は、実は8月ではなくて冬と聞いております。実際に、今年度は来年2月に市内中学校で実施される予定とも聞いておりますので、そういった点では8月だけではないのかと思っております。

○高野委員

先ほどお話ししたように、戦争を体験された方が少なくなっている状況を考えれば、戦争の記憶を次世代につないでいくことが求められているのではないかと思います。

次世代につないでいくことに対して、市としては重要だというお考えでよろしいでしょうか。

○(総務)総務課長

市としましては、平和や戦争体験を後世に残していくことは、大変重要なことだと考えておりますし、従来の平和事業というものもこれを目的に行っております。そういう意味では、今後もこういった事業を続けていきたいとは考えております。

○高野委員

先日、市内在住の戦争体験者の方からこのようなお話を聞きました。戦時中は、市役所の職員が住民の家の間取りを測り、家が広いとみなされたら、2人から4人の兵隊が戦地まで出発する間、寝泊まりをすることもあったということや、食べ物がなく、工場などの廃棄物から乾いた、青カビもついているでん粉などのかすを集めて焼いて、火入れしながら自分は命をつないだのだけれども、よく遊んでいた近所の子供は栄養失調で亡くなってしまったことや、市内の小学校が戦地で負傷した兵隊を休ませるといった施設になったため、小学校低学年のときに机をひもで縛って背中にしよって、旧入船小学校から別の学校まで引っ越しした経験も聞きました。

図書館に行ったりしても、戦時中の小樽市の状況が把握できるような資料は、なかなか残っていないことも聞きます。だからこそ、しっかり残していかなければいけないのかと思うのです。小樽市内でも探せばそうした記録はあるのではないかと思いますし、例えば戦時中の日記、日誌等を家族の方から寄贈してもらうことなどで戦争の記録、記憶を残す方法ができるのではないかと思います。また、もし公開できるようなものがあれば、動画とか、ホームページなどでも載せたりなどして残していくことも必要なのではないかと思いますので、お考えをお知らせください。

○(総務)総務課長

今、総務課が平和事業を担当しているということなのですが、ただ、一般の行政職の職員がそういった日記などの資料の収集をしたり保管するというのであれば、その資料をどう分析していくのか、もしくは、保管場所の問題があるので、なかなか難しいのかとは考えております。

ただ、先ほど図書館も挙げられておりましたが、小樽市総合博物館も加えて、公開が可能で平和事業としてふさわしい資料を保管している可能性はまだあると思いますので、現状や市として可能なことを今後、把握してまいりたいとは考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○佐藤委員

◎原子力災害について

まず、原子力災害についてお尋ねいたします。

昨日、鈴木直道北海道知事が、泊発電所3号機の再稼働に正式同意いたしまして、来週にも国に直接判断の経緯や地元の要望を伝えるとの報道がございました。原子力発電所の再稼働により、まずは家庭用電気料金の約11%引下げを見込んでおります。また、電力需要の増加が予想される中で、安定した電力を供給できるなど、多方面にわたって大変期待されているところでございます。

これまでの北海道電力株式会社をはじめまして、関連している職員の皆様方の並々ならない御苦労を重ねており

まして、今日に至っていることは存じております。

原子力発電所の再稼働について賛成している小樽市民の方も多くいるとは思いますが、万が一のことを考えて不安に思っている方もいらっしゃるの事実でございます。本市では、原子力災害に対してどのような対応をするのか、幾つか質問させていただきたいと思っております。

国の原子力災害対策指針では、30キロメートル圏内のUPZ内については、ホームページなどで避難指示など情報発信をしておりますが、本市は、泊発電所から何キロメートル離れているのか、お示してください。

○(総務) 災害対策室北出主幹

本市は、泊発電所から約32キロメートルから65キロメートル離れており、国が定める30キロメートル圏内の原子力災害対策重点区域、いわゆるUPZ圏外に位置しております。

○佐藤委員

続きまして、本市では、福島第一原子力発電所事故の際に、UPZ区域外での災害について、どのような被害があったのか、把握していることがあればお聞かせください。

○(総務) 災害対策室北出主幹

平成23年の福島第一原子力発電所事故では、放射線物質が広く拡散し、30キロメートル区域外にも影響があったと伺っており、福島第一原子力発電所から30キロメートル以上離れた福島県飯舘村においては、事故後に国から計画的避難区域に指定され、全村民が村外へ避難を余儀なくされたことを把握しております。

そのため、福島第一原子力発電所事故のように、UPZ圏外への放射線物質の影響が及ぶような重大な災害が発生した場合は、国の原子力災害対策本部が状況を判断し、北海道を通じ、各自自治体に必要な屋内退避や避難などの防護措置を指示することになっています。

○佐藤委員

それでは、確認なのですが、本市は国で定めたUPZ区域外であるので、万が一事故が起きても慌てて避難するような地区ではなくて、平常の生活が送れるという認識でよろしいのか。ただ、国から重要な指示があったときには、その指示に従って避難する区域であるということでもよろしいでしょうか。

○(総務) 災害対策室北出主幹

国の指示によって、そういうような形で避難や屋内退避という形になります。

○佐藤委員

小樽市の中にはUPZをよく御存じない方もいらっしゃって、泊発電所が近いということだけで不安に思っていることが先日に分かりましたので、今、確認させていただきました。

このUPZ区域外の小樽市で、原子力災害に対する災害予防計画は立てているのか、お示してください。

○(総務) 災害対策室北出主幹

小樽市地域防災計画第3編第5章原子力災害対策で災害予防計画を定めており、災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法に基づき、実施する予防体制の整備や原子力災害の事前対策を中心に定めております。

本市は、古平町の避難者の受入れの自治体になっていることから、国からUPZ圏内の町村に対し、広域避難など防護措置が指示された場合は、避難所開設など避難者に対する支援を行う計画になっております。

○佐藤委員

今、御答弁にございましたように、小樽市は古平町の避難先となっておりますけれども、最近、行われた避難訓練についてお尋ねいたします。

時期はいつだったのか、また、避難訓練の内容についてお聞かせください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

北海道が主催し、本市が参加した令和4年度北海道原子力防災総合訓練は、令和4年10月に実施され、実動訓練

では、事態の推移に応じ、P A Z、予防的防護措置準備区域とU P Zの区分ごとの段階的な住民避難に加え、地震被害に伴い開設した感染症対策を講じた避難所への屋内避難や、孤立地域を想定したヘリコプター、装甲車、巡視艇による救出・救助訓練が実施されたほか、避難バス運転手の安全確保のための情報伝達、さらに避難退域時検査などの原子力災害医療活動が行われました。

このうち、本市内では、原子力災害医療活動訓練として、勝納ふ頭で古平町からの避難車両の避難退域時検査及び簡易除染訓練などが行われたほか、住民避難訓練として、古平町と本市が連携し、小樽市総合体育館に一時滞在場所を設置し、古平町から避難した住民約20名の受付業務の訓練が行われました。

○佐藤委員

それでは、特に放射線の影響を受けやすいと言われている乳幼児、また児童・生徒等の避難についてはどのようなになっているのか、お聞かせください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

乳幼児、児童・生徒等は、放射線の影響を受けやすいと言われておりますが、本年9月10日に原子力規制委員会が公表した原子力災害対策指針の改正で、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な影響を回避、または最小化するための防護措置として、予防的避難と屋内退避の2点が重要とされ、このうち屋内退避については、屋内にすることで、放射線の影響を減らすことができるほか、さらにドアや窓を閉め換気扇を止めるなど、外からの空気を入れないことが重要と言われており、本市としても事態発生時には国や北海道と連携し、その旨を周知する必要があると認識しております。

○佐藤委員

それでは、先ほど御答弁にございました小樽市地域防災計画について幾つか質問させていただきたいと思います。小樽市防災会議によって小樽市地域防災計画は審議されると思うのですが、小樽市防災会議について、開催頻度、内容についてお示しください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

小樽市防災会議は、例年2月頃に委員を参集して開催しているほか、小樽市地域防災計画の改定等を審議する必要がある場合に、参集または書面会議の形式により開催しております。

また、会議の主な内容は、その都度異なりますが、一例といたしましては、報告事項として防災会議委員の体制、本市の防災対策の当年度内の実績と次年度の予定、当年度内の小樽市総合防災訓練の成果の振り返りなど、議題として、小樽市地域防災計画の改定等について、次年度の小樽市総合防災訓練の概要についてなどを行っております。

○佐藤委員

小樽市防災会議の構成員についてお尋ねしたいのですが、公募枠もありますが、どのような方が応募するのか、また、この方の任期についてお示しください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

公募枠につきましては、応募資格として市内にお住まいの満18歳以上の女性で、災害対策に関心があり、当該会議に出席できる方を募集しております。

また、任期については、委嘱の日から2年間としております。

○佐藤委員

例えば任期の満了を迎えた方がまた応募して継続することは可能なのか、お聞かせください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

基本的にはそういった状況は想定しておりません。

○佐藤委員

では、2年ごとに比較的、新しいメンバーが構成されていくというイメージなのですね。

それでは、小樽市地域防災計画第3編第5章原子力災害対策を見ますと、原子力防災等に関する市民に対する知識の普及、市は、北海道及び原子力事業者と協力して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動の実施に努めるものとする記載がございます。

これはどのようなことを行っていくのか、お示してください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

小樽市地域防災計画第3編第5章原子力災害対策や、令和4年度北海道原子力防災総合訓練への参加などは、本市のホームページ上でも公表し、市民への周知を図っておりますが、今後さらに市民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発のための広報活動については、他市の状況等を踏まえながら、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤委員

市民の不安を解消して、万が一の事故が起きた場合には、避難してくる古平町の方々をスムーズに受け入れなくてはならないのが小樽市の役目だと考えられます。何も問題なくスムーズに小樽市民も受け入れ体制が整えられることを強く望みますし、また、今後もそういったことに関連する避難訓練も、小樽市の職員の方々にも励行して、それを市民に広く周知していただきたいと思います。

小樽市民の方々には、UPZ圏外であることによる不安を解消するという点を先ほども少しお話しさせていただきましたが、原子力発電所の再稼働は賛成なのだけでも、ただ、泊発電所は近いというイメージだけで怖いとおっしゃる方も私の周りでは非常に多くいらっしゃいますので、市のホームページに掲載したり、そのほかにも他都市の事象なども研究いただきまして、そういった方々の不安を早く解消できるといいと思います。

◎ウイングベイ小樽4階の施設について

それでは、昨年より、本市の執務の執行場所となっているウイングベイ小樽1番街4階部分に関して幾つか質問させていただきたいと思います。

先日、小樽市勤労女性センターに行ったときに、もう既に移転している小樽市勤労女性センターや小樽市総合福祉センターでは、そこを活用している団体が多いということを感じました。また、12月20日には、保健所に併設されたおやこの集いの場もオープン予定ということで、今後はさらに市民の動員が見込まれると予想されます。

そこで、まず駐車スペースについてお尋ねします。

特にウイングベイ小樽1番街の隣にイオンの映画館などもございますし、下はホームセンターになっておりますので、あの付近に行き慣れた方であれば、どこに駐車するかは迷わないで済むとは思いますが、なかなかそちらに足を運ぶことのなかった方への案内方法についてお聞きいたします。

ホームページや市で発行している刊行物を見ますと、駐車場の表記がばらばらでございますので、統一したほうが分かりやすいのではないかと考えるのですが、見解についてお聞きします。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

施設を利用されている方につきましては、利用申出の際に、来館方法などについて詳細を説明することができるのですが、それ以外の方につきましては、やはりホームページやチラシなどで、施設、部署ごとに来館しやすいルート、略図や写真などを使って御案内しているところです。

施設ごとに最短のルートが異なるため、必ずしも表記が統一されていませんが、できるだけ分かりやすいものになりたいと考えております。委員からの御提案も参考とさせていただきながら、引き続き関連部署と協議して分かりやすい表記を模索したいと考えております。

○佐藤委員

駐車場のことも鑑みて思うことがありまして、市民が分かりやすい、1番街4階フロア全体の総称のネーミングを考えたかどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

移転したエリア、1番街4階のフロア全てを使っている形でありますので、現在はウイングベイ小樽1番街4階フロアや、ウイングベイ小樽1番街4階行政エリアといった呼び方をしております。

ただ、確かにこの先も、この呼び方を続けるのかについて思うところはございますが、1番街4階フロアは、小樽市総合福祉センターのほか、小樽市保健所や小樽市勤労女性センターなど、多様な施設、部署が入居しております。また、市の施設だけではなく、総連合町会の事務局や医師会館も入居しておりますので、これら全体を想起させるようなネーミングは現時点ではイメージはできておりません。

今後、追加される機能、施設等の整備を踏まえて考えていければとは思っております。

○佐藤委員

今、御答弁いただいたのを聞いておまして、ウイングベイ小樽1番街4階行政フロアというのは非常に硬くて、むしろ親しみやすくない感じのネーミングだとは思ったのです。ただ、市の刊行物やホームページにも、確かにウイングベイ小樽1番街4階とは表記されていると思うのです。

例えば、イオンシネマに行く際に、私は地下の駐車場を使うことが多いのですが、その入り口のところに、イオンシネマの駐車場はここから入るといとか、中に入っていったときには、イオンシネマに行く方はCの何番から何番までがいいみたいな表記がされています。これは株式会社小樽ベイシティ開発(OBC)があつての話なので、勝手にできることではないとは思いますが、何かそういった分かりやすい道しるべ的なものがあると利用しやすいかと考えるので、もし可能であればお願いしたいと思います。

それでは、1番街4階部分のフロアに行くたびに思うのですけれども、廊下部分がすごく広くて明るい感じがあるので、何か有効活用できないかと感じる人が多いのですが、いかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

現在は福祉保険部を中心に廊下部分の利活用を検討しているところでありますが、ウイングベイ小樽1番街4階行政エリアの各施設は高齢者や子育て世代、また学生など多様な世代の方が利用しております。このような多世代が集える居場所のようなものをセンター通路などに設置することができないか、また、そのような場所に、相談支援機能を持ったサテライト的な相談窓口といったものを機能として加えることができないかといった点で現在、検討を進めているというところでございます。

○佐藤委員

今お話しされましたように、多世代の方が集う場所になりますので、やはり何か有効活用されたほうが市民の方がもっと身近に感じてくれると思いますし、人が多いほうが市民は足を運びやすいと思うのです。がらんとしているところに行くよりも、何かしら展示物があったり、人が何人かいるほうが市民の方も気軽に立ち寄りできるのかと思います。

確かに市の執行とは違う事務所もありますので、その辺りはなかなか難しいこともあるかと思いますが、ぜひよろしくお願いたします。

◎市内医療機関への通院について

それでは、市内医療機関への通院についてお尋ねいたします。

運転手の不足で、小樽市内でも市民の足となっているバスの廃止路線や減便が非常に多くなってございます。これまで幾度となく議会や委員会でも取り扱われてございます。市内中心部外に居住している市民の方々、特に移動手段を持っていない方々の交通手段についてお伺いたします。

12月に入りまして、市内路線バスのダイヤが変更されました。1時間1本のバスでは通院に支障が出ているという市民の相談を受けることが多くなってまいりました。市役所にも、市民の方々から問合せや御相談、また苦情の声を聞くこともあろうかと思っております。

市内では、独自で送迎バスを運行している病院もございます。この病院は何か所あるのか、また、その利用実績について本市が御存じのことをお聞かせください。

○(保健所) 水上主幹

送迎バスを運行している病院につきましては、保健所で把握している限り3か所の病院におきまして送迎バスの運行を行っております。

利用実績までは把握してございませんが、各病院におきまして地区別にコースを設定し、送迎サービスを行っているとお聞いております。

○佐藤委員

札幌市清田区では、昨年8月から今年1月まで、七つの病院を無料バスで結ぶ実証実験を行ってございました。

現在もまた再実験を行っていると思うのですが、昨年8月から今年1月まで行われた実験についてどのような結果だったのか、お聞かせください。

○(保健所) 水上主幹

御質問の実証実験につきましては、札幌市清田区の病院が主体となって実施した地域包括ケアシステムを支える清田区医療オンデマンド送迎実証事業となりますが、確認したところ、この事業は国の事業を活用したものであるとのことですので、実験の結果につきましては国土交通省において公表している範囲でお答えさせていただきます。

まず、この事業は、札幌市清田区内を回る交通網が少ないということと、区内に総合病院がないという医療環境を背景といたしまして、複数の専門病院をバスでつなぐことで、総合的医療の提供を目指したものであるということですが、受診予約の調整が困難であるなど、同日の複数受診に係る課題が浮き彫りになったとされております。

また、利用者数は、1運行につき平均1.2人であり、複数の医療機関を同日に移動する人数は少ないとの結果が公表されております。

一方、予約がない便は非運行にすることで、運行が効率化することが分かったとの結果も報告されております。

○佐藤委員

それでは、この結果について本市としてはどのようにお考えになっているのか、所感をお聞かせください。

○(保健所) 水上主幹

同日に複数の専門病院の受診を可能にする、こういった札幌市清田区の地域事情に応じた取組となっているものと考えております。

○佐藤委員

それでは、この事業の補助金についてお聞かせください。

○(保健所) 水上主幹

この事業の実施につきましては、国の共創モデル実証運行事業を活用して実施したものであると国土交通省のホームページで確認しております。人口10万人以上の自治体においては、実証実験に係る経費の3分の2が国から補助されるものとのことでございます。

○佐藤委員

小樽市内の医療機関でこのような実証実験を行うとするならば、どのような支援ができるのか、お聞かせください。

○(保健所) 水上主幹

この事業による実証実験につきましては、病院等の事業者等が主体となり取り組むものとなりますので、医療機関から相談があった場合には、市としてできることについて研究してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

本市でも高齢化が進む中で、バスの減便を考えますと、市民にとって通院ができない不安というものはいかばか

りだと思えます。

今回は、札幌市清田区の医療機関で実証実験を行っているきよっちメディカルバスについての記事を見ましたので、小樽市の考えをお聞きしてまいりましたけれども、このような事例というのはほかにもあると思えますので、本市においてもぜひ研究していただきたいと思えます。

そして、その中で本市に適用できそうな事例がございましたら、検討していただきたいと思っております。市の所感をお伺いします。

○(保健所) 水上主幹

本市医療環境につきましては、札幌市清田区をはじめ、他地域と異なることもございますので、現段階におきましては、本実証実験に積極的に関わることは難しいものと考えておりますが、他地域の取組を参考にいたしまして、本市の医療環境に沿った取組について、今後、研究してまいりたいと考えております。

また、今後の医療機関の通院にかかる市民の皆様の声には、可能な限り注意を払ってまいりたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。